

第4次遠野市環境基本計画

令和3年度～令和7年度

自然環境と人間生活の調和

～遠野型環境調和社会を目指して～



令和3年1月

遠野市

表紙の写真

左上「雲海」、右上「ハヤチネウスユキソウ」

左下「琴畑溪流」、右下「冬の朝(附馬牛町)」

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 3
- 4 それぞれの責務 3

第2章 目指すべき環境像と基本目標

- 1 目指すべき環境像 4
- 2 基本目標 5
- 3 対象とする環境の範囲 6

第3章 展開すべき環境施策

- 1 施策体系 7
- 2 SDGsの推進 8
- 3 基本目標の実現に向けた具体施策 9
 - 基本目標1「健康で潤いのある生活」を目指して 9
 - 基本目標2「生物の多様性の確保」を目指して 16
 - 基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して 21
 - 基本目標4「循環型社会の構築」を目指して 26
 - 基本目標5「地球環境の保全」を目指して 30
- 4 地区別の目標 36

第4章 計画の進行管理

- 1 計画の推進体制 38
- 2 計画の進行管理 38

- 資料編 39

資料編目次

1 市の概要	39
(1) 位置	39
(2) 気温・降水量・最深積雪	39
(3) 人口	40
(4) 土地利用	41
(5) 交通	42
(6) 上下水道	43
(7) 公害	44
(8) 廃棄物	47
(9) 生物の多様性	49
(10) 遠野らしい自然景観	49
2 環境保全活動団体	50
3 環境指標及び数値目標一覧（再掲）	51
4 環境に関する市民アンケート調査	53
5 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	60
6 遠野市環境審議会委員名簿	66
7 第4次遠野市環境基本計画（案）の諮問及び答申	67
8 遠野市環境基本計画推進員会設置要綱	68
9 SDGsの掲げる17の目標	70
10 環境用語解説	71

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

市では、平成17年10月に遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造についての基本理念を定めた「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定し、平成18年3月に「遠野市環境基本計画」を策定しました。期間を平成28年度から令和2年度とした「第3次遠野市環境基本計画」（以下「第3次計画」という。）が目標年次を迎えることから、第3次計画における成果と課題、環境の現状やこれまでの推進状況を整理し、今後の環境課題に応じた、第4次遠野市環境基本計画を策定するものです。

世界では、地球規模の環境の危機を背景として平成27年に持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や温室効果ガスの排出削減に向けた新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、持続可能で脱炭素な社会の実現に向けて、大きく舵を切りました。

また、国では、これらの動きに対応する形で、平成30年に「第五次環境基本計画」を策定し、環境・経済・社会の課題が相互に密接に関連していることを踏まえ、それらの統合的向上により、地域資源を最大限活用した自立分散型社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」の実現を提唱し、令和2年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、国を挙げて取り組んでいくこととしています。

岩手県では、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」を目指すべき環境像に掲げ、2030年までに温室効果ガス排出量を約4割削減することを目指しています。

本計画は、このような情勢に対応しながら、本市の多様で優れた環境を持続可能なものとして、次世代に引き継いでいくため、計画期間において取り組むべき環境の保全及び創造に関する総合的な目標及び施策の方向を定めるものです。

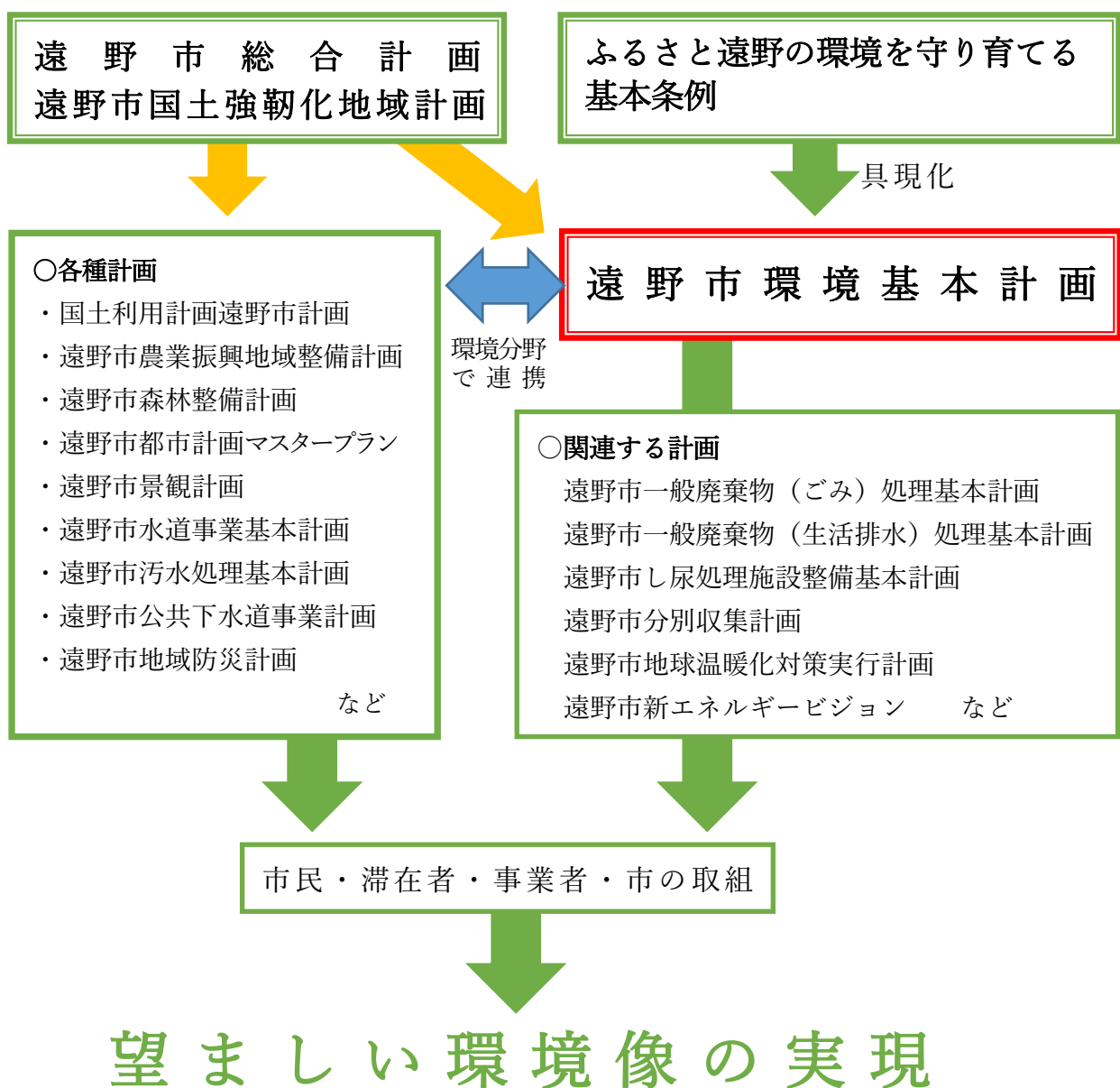
ふるさと遠野の環境を守り育てる 基本条例に掲げる4つの基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本条例第3条に掲げる基本理念に則り、基本条例第9条の規定に基づき策定するもので、環境保全及び創造に関する施策を市民、滞在者及び事業者との協働のもとに、総合的かつ計画的に推進する役割を担います。

「第2次遠野市総合計画」を上位計画とし、本市における環境行政の根幹として各施策や関連する計画を環境の視点から整合性を図り、具体化していくための基本計画として位置づけ、市のまちづくりの環境に関わるすべての事項については、本計画の方針に沿って策定、推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、第2次遠野市総合計画後期基本計画の期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、本計画は、社会情勢の変化等を勘案し、遠野市環境審議会の意見を聴きながら、必要に応じて見直すこととします。

4 それぞれの責務

基本条例は、市民、滞在者、事業者及び市の責務（役割）を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を推進し、市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与するとしています。本計画では、基本条例に則り、市民、滞在者、事業者及び市の責務を次のとおりとします。

◎ 市民の責務

市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

◎ 滞在者の責務

滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

◎ 事業者の責務

事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺環境の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

◎ 市の責務

市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※ 本計画における責務とは、「遠野型環境調和社会」実現のために行うそれぞれの役割を意味します。

第2章 目指すべき環境像と基本目標

1 目指すべき環境像

本市の将来像である『永遠の日本のふるさと遠野』を環境面から実現するため、本計画における目指すべき環境像を定めます。

第3次計画では、基本条例前文から、目指すべき環境像を『自然環境と人間生活の調和』とし、スローガンを『～遠野型環境調和社会を目指して～』としています。

第3次計画の期間中、地球温暖化の影響とみられる異常気象の発生や大規模な新エネルギー施設の導入に伴う弊害が本市においてもみられ、新たな課題も生じてきています。

このことから、豊かでかけがえのない自然を次の世代に引き継ぐために、自然環境と人間生活の調和が求められており、本計画の目指すべき環境像、スローガンは、第3次計画を継承し、次のとおりとします。

遠野の目指すべき環境像
自然環境と人間生活の調和

スローガン
～遠野型環境調和社会を目指して～

2 基本目標

目指すべき環境像『自然環境と人間生活の調和』の実現のため、次の5つの基本目標を定めます。

なお、第2次遠野市総合計画の基本理念『遠野スタイルの創造・発展』で掲げる『遠野スタイル』とは、「地域の特性や資源を活かすこと」「市民が主体性を持つこと」「自分たちのまちをより良くしようと行動すること」を基調に展開するまちづくりであり、同時に、持続可能なまちづくりの仕組みを創造しようとする市民と行政の協働活動そのものを意味し、本計画推進にあたっては、市民、滞在者、事業者及び市がその責務（役割）を自覚し、目指すべき環境像の実現のため、遠野スタイルで取り組むことが大切です。

基本目標1「健康で潤いのある生活」を目指して

自然環境及び生活環境をより良い状態に保全することが、市民の健康や安全を守ることにつながります。社会経済活動や日常生活の中で、環境への負荷の低減に努め、公害のない良好な生活環境を創るために、環境にやさしいライフスタイルを心掛けます。

基本目標2「生物の多様性の確保」を目指して

豊かな自然環境は、生態系のバランスのうえに成り立っています。自然環境を保全し、貴重な生物の保護に努めます。

基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

遠野には人を惹きつける魅力があります。それは、遠野らしさを醸し出す自然景観であり、また、伝統に育まれた歴史的・社会的・文化的な環境全体です。これらは遠野市固有のかけがえのない財産であり、後世に引き継ぐことが求められています。

基本目標4「循環型社会の構築」を目指して

「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムは、廃棄物問題やマイクロプラスチック問題などの地球環境問題を引き起こしました。これらは、全て私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に起因しています。この反省のもと、市民一人ひとりの意識改革を徹底し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

基本目標5「地球環境の保全」を目指して

経済発展に伴い発生した地球温暖化問題、オゾン層破壊、酸性雨などは、それぞれ関連しあって地球環境に大きな影響を及ぼしています。

問題の深刻さと自らの行動の必要性を自覚し、これらを郷土の問題として捉え、市民一人ひとりが行動を起こしていくことが求められています。

3 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲を基本目標ごとに次のとおりとします。

また、計画区域は遠野市全域とします。

ただし、行政区域を越えて広域的な連携が必要となる取り組みについては、国、県、周辺市町村との連携を視野に入れ進めていきます。

基本目標1 「健康で潤いのある生活」を目指して

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下・悪臭）防止、生活排水、河川、環境美化など

基本目標2 「生物の多様性の確保」を目指して

野生動植物、森林、農地、水辺など

基本目標3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

遠野らしい自然景観、文化財、天然記念物、遠野物語とその文化、自然とのふれあい、緑化、公園など

基本目標4 「循環型社会の構築」を目指して

廃棄物の適正処理、資源循環利用など

基本目標5 「地球環境の保全」を目指して

地球温暖化対策、オゾン層の保護、マイクロプラスチック問題、酸性雨対策、環境負荷の低減、エネルギー対策、環境保全活動など

第3章 展開すべき環境施策

1 施策体系

目指すべき将来像の実現のために定めた5つの基本目標に、基本条例の基本施策を基にそれぞれの個別目標を定め、下記のとおりとします。



2 SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年を年限とする国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールで構成され、先進国を含むすべての国々の共通目標となっています。

SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」社会を作っていくことが重要であると強調されており、国だけではなく自治体においても、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが期待されています。

持続的な地域社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要です。

こうしたことから、本計画においては、各施策と17の持続可能な開発目標等に関連付け、市民、関係団体、事業者など地域社会を構成する多様な主体がそれぞれ連携・協働しながら取り組んでいきます。



【参照】持続可能な開発のための2030 アジェンダ（国際連合広報センター）

3 基本目標の実現に向けた具体施策

基本目標 1 「健康で潤いのある生活」を目指して

(1) 清らかな水を守る



ア 現状と課題

安全で良質な水道水を供給するため、水源かん養林の適正管理など水道水源の保全対策を継続するとともに、公共用水域の水質状況を把握するため、10河川、13地点において、年に2回、定期的に水質調査を実施しています。

令和元年度の水質調査では、すべての測定地点で環境基準を達成しましたが、直近では平成28年度に2地点、平成29年度に1地点、環境基準を超えた地点がありました。

一般家庭の生活雑排水のほか、事業所の排水、有害物質の漏えい、過剰な施肥、家畜排せつ物の不適切な処理なども原因として考えられることから、事業者に対し、排水対策に関する指導を行っていく必要があります。

また、太陽光発電施設の設置工事に伴う河川への濁水の流入が課題となっていることから、自然環境等の保全に必要な措置を講じていく必要があります。

一般家庭の生活雑排水や事業所の排水に係る対策として、下水道・農業集落排水施設を整備するとともに、浄化槽の設置を推進していますが、令和元年度末の水洗化率（水洗化人口割合）は66.0%であり、岩手県全体の平均値76.0%を下回っていることから、さらに水洗化率を向上させるため、未水洗化の世帯や事業所に対し、啓発と勧奨を継続していく必要があります。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇安全でおいしい、良質な水道水を供給します。
- ◇水質検査を実施し、安心・安全な水を確保します。
- ◇水道の水源地を保全します。
- ◇下水道及び農業集落排水施設の適切な維持管理を行うとともに、未水洗化世帯や事業所に対し、接続を勧奨します。
- ◇個人住宅への浄化槽の設置に対する支援を推進します。
- ◇水洗化に関する普及啓発・広報活動を行います。
- ◇河川の水質調査により、水質の悪化を監視します。
- ◇河川への油流出事故など未然に防止するため、啓発を行います。
- ◇工場・事業所に対し、排水の適正な処理について指導します。

ウ 市民の行動指針

- ◇下水道・農業集落排水への接続や浄化槽の設置に努め、生活雑排水による環境への負荷を軽減する取組を心がけます。
- ◇川にごみを捨てません。

エ 滞在者の行動指針

- ◇川にごみを捨てません。

オ 事業者の行動指針

- ◇工場、事業所等の排水は、適正に処理・管理します。
- ◇畜舎等は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、適正な管理を行い、排せつ物の河川への流出防止に努めます。
- ◇工事に伴う土砂や濁水の流出防止に努めます。

(2) きれいな空気を守る



ア 現状と課題

健康で快適な生活を送るためには、きれいな空気は欠かせません。岩手県では、県内に測定地点（本市なし）を設け常時測定しておりますが、これまで市内に大気汚染に関する注意報の発令はありません。空気が汚れる原因としては、自動車等の排気ガスと工場・事業所などからの排出ガスがあげられます。

自動車のエコ運転の普及、エコカー等の利用の拡大など自動車交通からの環境への負荷の低減に取り組むとともに、工場・事業所などからのばい煙による大気汚染や悪臭の低減及びごみの野外焼却等による不適切なごみ処理を防止するための指導、監視体制を充実する必要があります。

また、市内では、悪臭1件について平成19年度からの継続事案となっています。風向きにより悪臭を感じることもあり、定期的に臭気の低減対策を事業者に求めています。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇工場・事業所から排出されるばい煙などによる大気汚染を防ぎます。
- ◇家畜糞尿等の悪臭対策に取り組めます。
- ◇自動車のエコ運転の指導やエコカー等の導入を推進します。
- ◇法令で禁止されているごみの野外焼却に対し、法令遵守の啓発を図ります。
- ◇東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射線汚染の程度を把握するため、空間放射線量を調査します。

ウ 市民の行動指針

- ◇ごみの野外焼却はしません。
- ◇自動車のエコ運転を実践します。
- ◇自家用車の利用を最小限にし、公共交通機関や自転車などの利用を増やします。
- ◇自家用車を購入する際はエコカーを検討します。

エ 滞在者の行動指針

- ◇自動車のエコ運転を実践します。
- ◇自家用車の利用を最小限にし、公共交通機関や自転車などの利用を増やします。

オ 事業者の行動指針

- ◇工場・事業所などから発生する大気汚染物質や悪臭原因を把握し、削減や臭気漏れの対策を行います。
- ◇有害な化学物質については、事故発生に備えた安全対策やその保管・使用における管理体制を整えます。
- ◇畜舎等は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、適正な管理を行い、悪臭の低減に努めます。
- ◇自動車のエコ運転を実践します。
- ◇車両等を購入する際は、エコカーや低公害型の重機などを検討します。

(3) 生活環境における騒音等を防止する



ア 現状と課題

騒音や振動に関する規制区域は、遠野都市計画区域内となっています。市では、年に1回、自動車騒音常時監視を実施し、騒音が基準値以下であるか確認しています。令和元年度の調査地点の一般国道 283号における騒音は、基準値以下でした。工場や事業所から発生する騒音や振動の抑制については、規制区域内における公害の未然防止を主な目的とした公害防止協定を締結するよう事業者へ指導しています。

振動の原因としては、自動車交通などから発生するもの、工場・事業所などから発生するもの、日常生活に起因する近隣騒音など、その発生源は多種多様です。

本市では、騒音・振動に関する苦情はありませんが、今後も事業者や市民の意識啓発を図るとともに、騒音・振動被害の防止や静穏な生活の確保に努めます。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇自動車騒音を抑制するため、エコ運転を実践します。

- ◇工場・事業所から発生する騒音や振動を抑制するため、指導を強化し、監視体制の充実を図ります。
- ◇自動車騒音常時監視業務により、自動車騒音状況を把握します。
- ◇必要に応じて振動規制法、騒音規制法に基づく立入検査を実施します。
- ◇公共工事における低騒音・低振動型機械の使用を推進します。

ウ 市民の行動指針

- ◇ペットの適正な飼養管理に努めるとともに、飼育している動物の鳴き声が近隣の迷惑にならないように配慮します。
- ◇自動車騒音を抑制するため、エコ運転を実践します。

エ 滞在者の行動指針

- ◇ペットを同伴した場合は、適正な飼養管理に努め、周囲の迷惑にならないように配慮します。
- ◇自動車騒音を抑制するため、エコ運転を実践します。

オ 事業者の行動指針

- ◇定期的に自主測定を実施し、低騒音・低振動型機械を使用するなどして、騒音や振動などの低減に努めるなど周囲の環境に配慮します。
- ◇自動車騒音を抑制するため、エコ運転を実践します。

(4) 人にやさしい生活環境を創出する



ア 現状と課題

市では、これまで生活に身近な道路・水路の整備や土地区画整理、公営住宅などの整備を進めてきましたが、中心市街地は生活の利便性が高く居住への需要が見込まれ、老朽化した市営住宅の建替えや仮設住宅の跡地を含め、その土地の多様な利活用に期待が高まっています。これに対応するため、高齢者や子育て世帯が安心して生活できる居住環境の整備に着手しています。

これまでのような開発・建設から、今後は、保有資源の長寿命化、さらには、必要に応じた合理化及び計画的な維持修繕が重要になっており、自然環境の保全やバリアフリー、ユニバーサルデザインのより一層の配慮も求められています。

一方、市内でも増えつつある空き家については、その発生防止、適正管理及び有効活用を促進するとともに、管理不全状態の空き家を減らし、安全安心な居住環境を確保していく必要があります。

また、近年の予測困難な気象の急変による大雨、浸水、冠水等、水害に対して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換が必要です。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇子ども、障がいのある人、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが使いやすい歩行空間の整備を進めます。
- ◇大雨等による浸水、冠水対策を流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を推進し、河川等改修を進めます。
- ◇公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、誰にでもやさしい生活環境を目指します。
- ◇空き家対策について、遠野市空家等対策本部による所有者への適正管理の働きかけや有効活用について検討します。

ウ 市民の行動指針

- ◇住宅、農地、山林等の自己所有地及び建物を適正に管理をします。
- ◇ごみの不法投棄及び野外焼却はしません。
- ◇生活環境を清潔に保つことにより公衆衛生の向上を図ります。
- ◇地域の美化活動、ごみの分別など、身の回りからできる活動に取り組みます。

エ 滞在者の行動指針

- ◇ごみの不法投棄及び野外焼却はしません。

オ 事業者の行動指針

- ◇空き家の有効活用に協力します。
- ◇事業活動が市民の生活環境の保全上支障のないように営まれること並びに排出される廃棄物が適正に保管、運搬及び処理されるよう配慮します。
- ◇工場・事業所などの周辺環境美化に努めます。

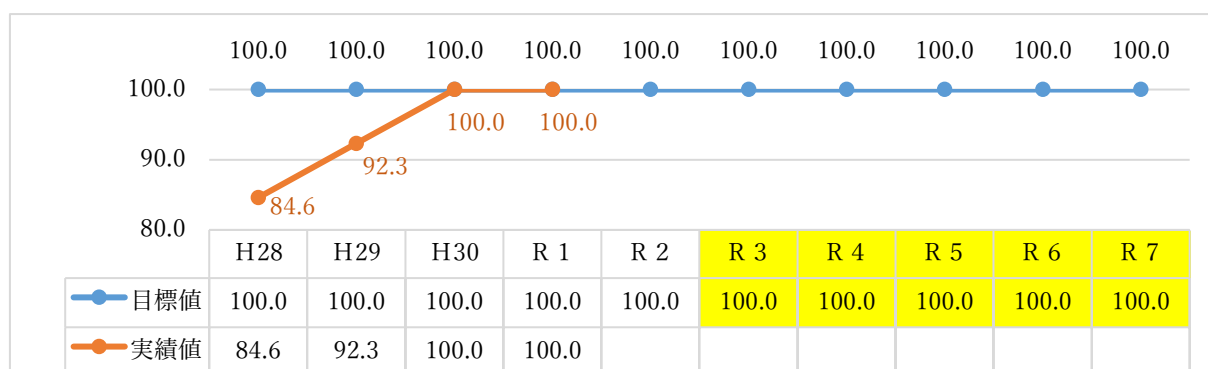
環境指標及び数値目標

基本目標1「健康で潤いのある生活」を目指しての達成状況などの把握のため、次の3つを環境指標として設定します。

- 1 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率
- 2 水道管路の更新延長の累計
- 3 水洗化率

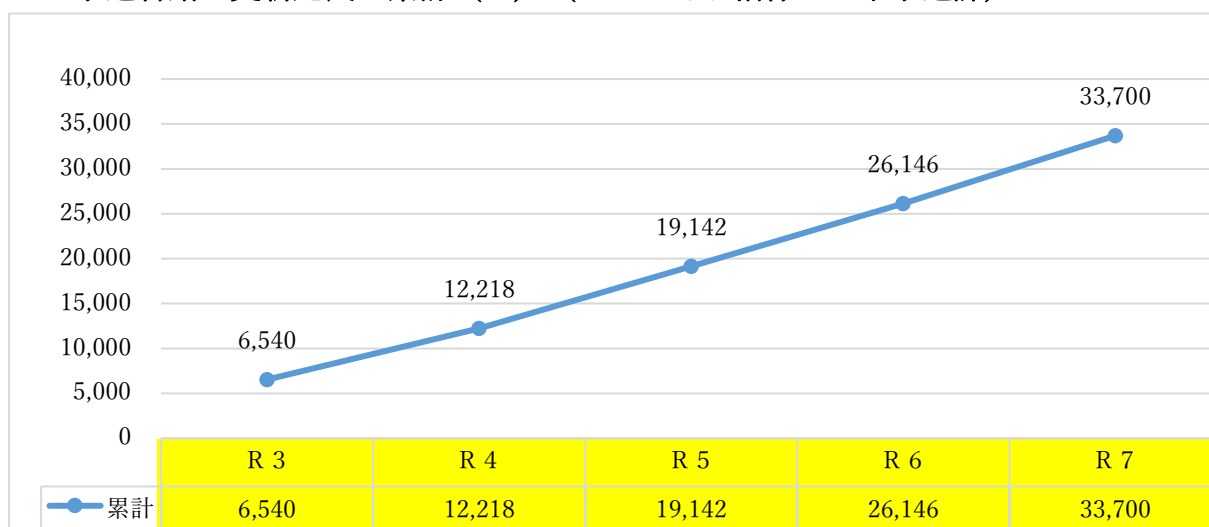
年度ごとの数値目標

1 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率（%）（環境課）



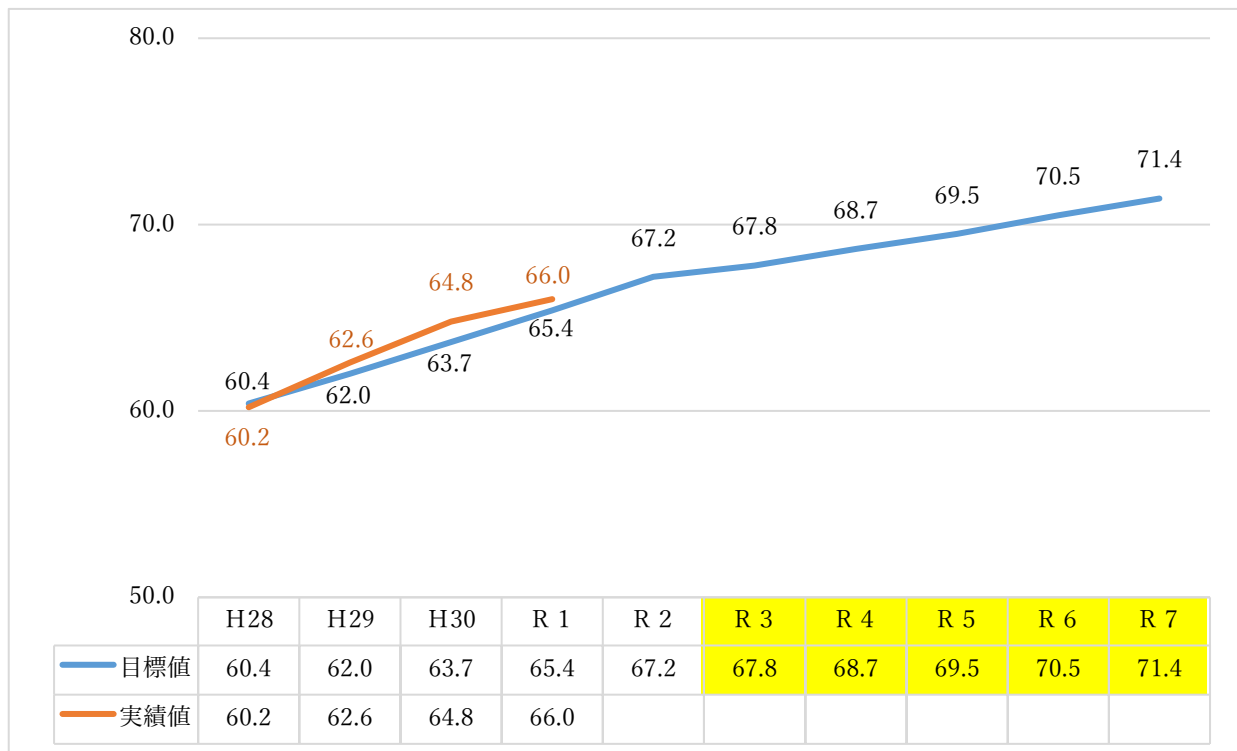
※BOD環境基準達成率…公共用水域の水質については、市内A類型指定の2河川4箇所と類型指定のない8河川9箇所で行水調査を実施。令和2年度からA類型指定河川2箇所、類型指定なし河川1箇所の調査地点を追加。

2 水道管路の更新延長の累計（m）（まちづくり指標：上下水道課）



※5年間で33,700mの更新を目指す。

3 水洗化率 (%) (まちづくり指標：上下水道課)



※水洗化率…汚水処理施設（下水道、農業集落排水及び浄化槽）を使用できる区域内人口に対する、汚水処理施設を使用している人口の割合



又一の滝 (附馬牛町)

基本目標 2 「生物の多様性の確保」を目指して

(1) 自然環境を保全する



ア 現状と課題

森林や農地は、水源かん養機能や土砂流出防止などの公益的機能を有するほか、多様な動植物の生息・生育地であるなど、その機能は多岐にわたります。そのため、土地利用の適正化に努め、森林や農地の適正な管理によりその保全を図り、また、河川生態系の維持・回復を進めるなど水辺の環境保全を図る必要があります。

市では、適切な除間伐や再造林などの森林整備を行っているほか、農地の保全については、多面的機能支払交付金事業により、地域住民主体で農道・水路等の環境整備や遊休農地発生防止など、地域資源の質的向上に取り組んでおり、森林や農地の機能を持続的に発揮できる環境を維持しています。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇多くの生物の生息場所であり、水源かん養など多くの環境保全機能を有する森林を保全します。
- ◇適切な林地開発を促します。
- ◇農地面積の維持を図ります。
- ◇土地利用の適正化に努めます。
- ◇適切な河川整備や河川清掃を行い、河川生態系の維持・回復を進めるなど、水辺の環境保全を図ります。

ウ 市民の行動指針

- ◇水辺や森林などの自然環境の保全や野生動植物との共生に努めるとともに、自然への理解を深めるため環境学習会に参加・協力します。
- ◇水辺や森林にごみを捨てません。
- ◇農地や森林の持つ公益的機能を理解し、適正な維持・管理に努めます。

エ 滞在者の行動指針

- ◇水辺や森林にごみを捨てません。
- ◇水辺や森林など自然環境の保全や野生動植物との共生に努めます。

オ 事業者の行動指針

- ◇農地や森林の持つ環境保全機能を持続するため、適正な管理に努めます。

- ◇森林の伐採後は、適切な更新を図り、土砂の流出防止に努めます。
- ◇体験農業や植林活動などの実施に協力し、農地や森林の大切さに対する理解を広めます。
- ◇事業所など施設の建設に当たっては、自然の改変を最小限にとどめるよう努めます。



(2) 生物の多様性を確保する

ア 現状と課題

岩手県に生息・生育する野性動植物のうち、特に希少な種について取りまとめた「いわてレッドデータブック-岩手の希少な野生生物（2014年版）-」では、1093種の希少野生動物を指定しており、そのうち最重要希少野生動物（Aランク）に指定されているツルケマンやクロシジミをはじめ、当市にも多くの希少野生動物が生息しています。特に早池峰国立公園は、貴重な高山植物や野鳥の宝庫となっています。

一方、市内各所には、特定外来生物に指定され、繁殖力が強く、再生能力も高いオオハングソウやオオキンケイギクの侵入・定着が確認されています。

また、ニホンジカは早池峰国立公園周辺でも確認され、貴重な高山植物への影響が懸念されています。

最近では、イノシシも市内で捕獲されており、農作物被害のみならず、人的被害も想定されることから、今後、ニホンジカやクマ以上の脅威となるかもしれません。

増え続ける特定外来生物やニホンジカ、クマ、イノシシ等の野生動物に関しては、市域を超えた対策が必要であり、県など関係機関と連携した被害防止対策が必要です。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇早池峰国立公園、自然環境保全地域の管理、監視を行います。
- ◇森林、農地、水辺などの野生動物の生息、生育環境を良好な状態で維持します。
- ◇生活空間の調整を図りながら、野生動物との共生を目指します。
- ◇希少野生動物の保護に努めます。
- ◇在来種の生態系をおびやかす特定外来生物に関する情報を市民に広く周知します。
- ◇農作物等に被害を与える有害鳥獣対策としての電気牧柵設置及び駆除による個体数の管理を行います。

ウ 市民の行動指針

- ◇生態系を保全するため、外来生物を持ち込みません。
- ◇除草剤や殺虫剤の使用に当たっては、生態系に配慮した適正な使用に努めます。
- ◇野生動物への餌付けはしません。

◇早池峰国定公園や自然環境保全地域など、すぐれた自然環境の保全に協力します。

エ 滞在者の行動指針

◇外来生物を持ち込まないよう生態系の保全に配慮します。

◇野生動物への餌付けはしません。

◇登山にあつては、ルールとマナーを守り、高山植物は傷つけません。

オ 事業者の行動指針

◇森林の伐採後は、適切な更新を図り、生態系の再生に努めます。

◇除草剤や殺虫剤の使用に当たっては、生態系に配慮した適正な使用と削減に努めます。

◇河川等の改修工事や開発に当たっては、野生動植物の生息環境に配慮した工法や時期を選択し、適切な保全対策を実施するなど、生態系への影響低減に努めます。

◇地域在来の生態系を脅かす特定外来生物の移入を防止します。



クロシジミ



ナンブトラノオ他

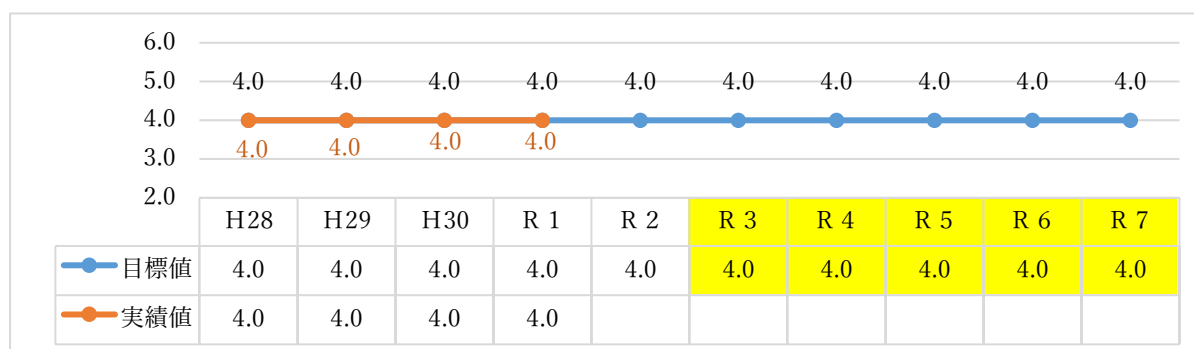
環境指標及び数値目標

基本目標2「生物の多様性の確保」を目指しての達成状況などの把握のため、次の5つを環境指標として設定します。

- 1 自然環境保全地域数
- 2 特定植物等群落数
- 3 鳥獣保護区数
- 4 多面的機能支払事業取組農地の割合
- 5 中山間地域等直接支払事業取組農地の割合

年度ごとの数値目標

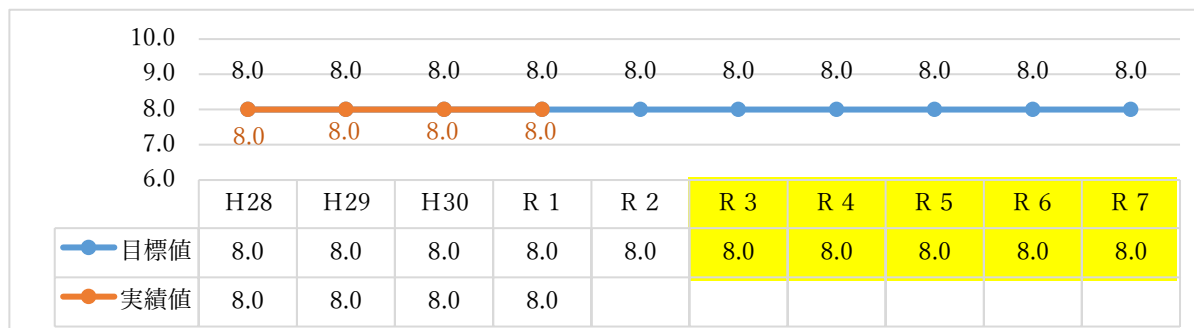
1 自然環境保全地域数（箇所）（国定公園含む：環境課）



国定公園：早池峰国定公園（附馬牛町）

自然環境保全地域：荒川高原、大洞カルスト（附馬牛町）、琴畑湿原（土淵町）

2 特定植物等群落数（箇所）（国選定：環境課）



①早池峰山の高山植物（附馬牛町）

②早池峰山の針葉樹林（附馬牛町）

③猿屋裏の高層湿原（附馬牛町）

④薬師岳のアオモリトドマツ林（附馬牛町）

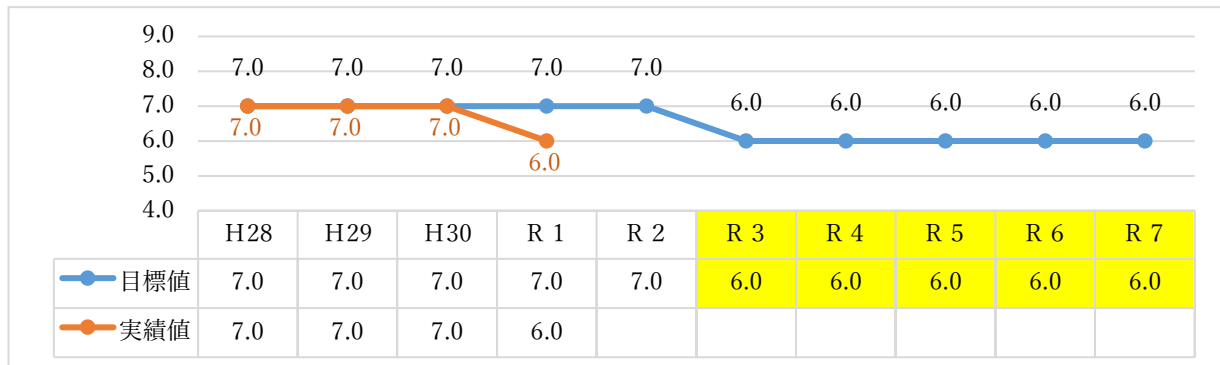
⑤琴畑の中間湿原（土淵町）

⑥六角牛山のエゾスグリ（青笹町）

⑦片岩の石灰岩植物（上郷町）

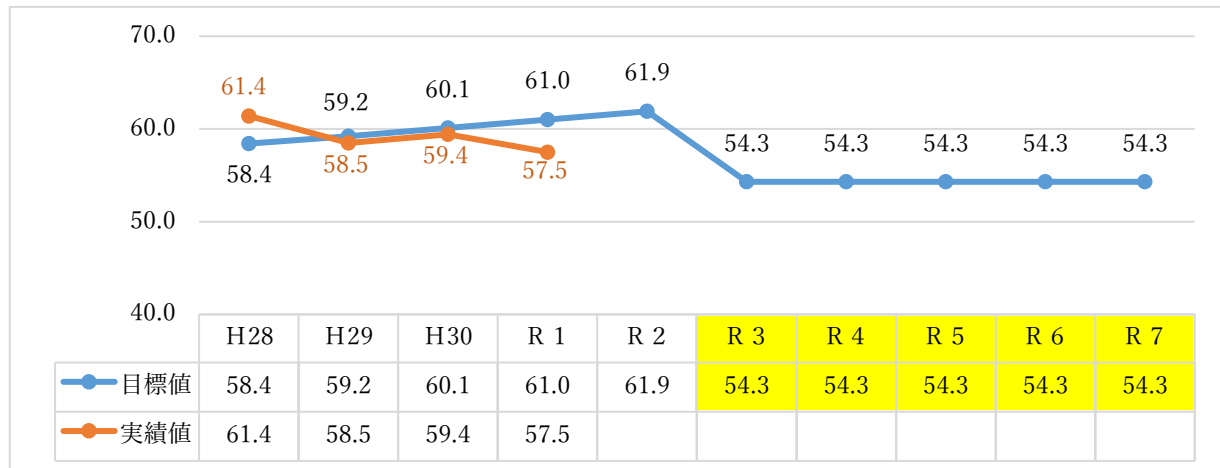
⑧貞任のハンノキ林（土淵町）

3 鳥獣保護区数（箇所）（県指定：農林課）



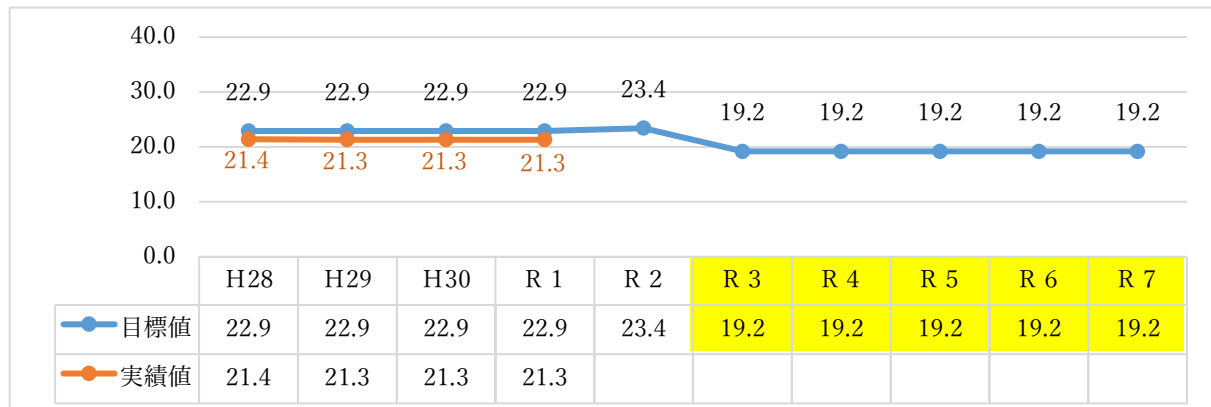
- ①早池峰山<特別保護地区>（附馬牛町） ②たかむろ（土淵町） ③鍋倉城（遠野町）
 ④小友（小友町） ⑤上郷町中山（上郷町） ⑥仙人峠（上郷町）

4 多面的機能支払事業取組農地の割合（%）（まちづくり指標：農林課）



※地域の共同活動を支援し、組織活動の継続と取組農地の維持を目指す。

5 中山間地域等直接支払事業取組農地の割合（%）（まちづくり指標：農林課）



※農地条件の不利補正や集落の共同活動等の生産活動の支援により、取組農地の割合の維持を目指す。

基本目標 3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

(1) 緑地を確保する



ア 現状と課題

市街地にある駅前広場、蔵の道公園、鍋倉公園、早瀬川緑地及び郊外にある遠野運動公園、銀河の森総合運動公園、各地区農村公園等、市内にはたくさんの緑化された公園があり、地域住民、観光客が集い憩える、潤いのある空間が整備されています。

また、市民参加の遠野市緑化祭を開催し、里山の緑化活動も行われています。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇都市公園、農村公園、早瀬川緑地などの緑地を適切に管理します。
- ◇公共施設敷地の緑化を推進します。
- ◇民有地の緑化を推進するとともに、適正な管理を働きかけます。

ウ 市民の行動指針

- ◇生垣や庭木の植栽など、家の周りを適正な管理のもとで緑を増やすとともに、公園や河川などの身近な緑を守ります。
- ◇緑化活動へ積極的に参加します。

エ 滞在者の行動指針

- ◇公園や緑地から植物等を持ち帰りません。

オ 事業者の行動指針

- ◇事業施設などの建設に当たっては、規模・デザイン・緑化に配慮し、周辺景観等との調和を図ります。
- ◇事業所内の敷地や壁面などの緑のカーテンづくりなど敷地内の緑化に努めます。
- ◇開発行為などでは、周辺環境との調和を心がけ、あらかじめ開発行為により影響が生じる方々に計画を説明し、理解を得るよう配慮します。



(2) 身近な自然とのふれあいを促進する

ア 現状と課題

公園や緑地、河川敷などの身近に感じることができる自然は、私たちの生活に安らぎや潤いを与えてくれます。また、生き物にとっての生育・生息環境、景観形成などさまざまな機能を有しています。市内には、東北自然歩道「新・奥の細道」に指定されている散策道が整備されているほか、市内小学校、児童館等では、水生生物調査を実施し、子どもたちが水辺の生き物と触れ合いながら、地域の河川の水質状況を確認するなど、自然とふれあう機会を創出しています。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇いわての名水 20 選の稲荷穴周辺を適切に管理します。
- ◇市民の身近な自然として、生活環境保全林を適切に管理し、自然に親しみやすい環境づくりを進めます。
- ◇水生生物調査の実施など自然とのふれあいの場を設けます。
- ◇自然環境の重要性や公益性、多様性を学習する環境学習会を開催します。

ウ 市民の行動指針

- ◇地域の環境保全活動に参加・協力します。

エ 滞在者の行動指針

- ◇ルールを守って散策を楽しみます。

オ 事業者の行動指針

- ◇緑化活動へ積極的に参加します。



(3) 良好な景観を保全・形成する

ア 現状と課題

遠野らしさを醸し出す「自然景観」「農村景観」「都市景観」の各景観の保全・形成をはかるために、大規模な建築や開発・発電などに当たっては、「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」及び「遠野市景観計画」に基づき、適正な景観形成のため、規制や指導・誘導を行っています。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇建造物の景観形成の指導や誘導を図ります。
- ◇調和した魅力あるまち並みへの誘導を図ります。
- ◇遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例及び遠野市景観計画に基づき、遠野らしさを醸し出す景観の保全、形成に努めます。
- ◇遠野市空き家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理や利活用を促進します。
- ◇国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が十分に発揮できるよう、地域の共同活動による農地及び農村景観の保全を推進します。

ウ 市民の行動指針

- ◇住宅などを建てる際は、周辺景観との調和に努めます。
- ◇河川清掃など地域活動へ参加します。

エ 滞在者の行動指針

- ◇建造物等の保全に協力します。

オ 事業者の行動指針

- ◇看板・広告塔の設置に当たっては、岩手県屋外広告物条例の基準を遵守し、周辺景観との調和に配慮します。
- ◇田園景観の保全のために、廃車や廃農機具、廃棄物等を放置しないよう努めます。
- ◇市内の公園や河川などの環境美化活動へ参加・協力します。
- ◇所有する施設や敷地を衛生的に管理し、環境美化に努めます。
- ◇新エネルギー設備の設置や利用に当たっては、地域の景観資源の保全と調和に努めます。

(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する



ア 現状と課題

重要文化的景観選定地の土淵山口集落においては、平成27年度に地域のシンボルである山口の水車小屋の修理がきっかけとなり、これまで以上に地域の景観保護の意識が高まったことから、山口自治会内に「おらほのながめづくりの会」が立ち上がりました。平成30年度には、土淵山口集落整備活用計画を策定し、計画に基づき令和元年度には市民協働でサイン整備を実施しました。荒川高原牧場においては、その構成要素となっている荒川駒形神社の修理の経費の一部を補助するなど、市民協働で景観保護に取り組んでいます。

遠野遺産認定制度においては、令和2年度までに161件の遠野らしい有形無形の文化遺産や自然遺産などが認定されており、その保護活動も地域住民の手で毎年実施され、歴史的・文化的環境が継承されています。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇長い歴史の中で育まれてきた本市特有の歴史的・文化的遺産の保全や継承に努めます。
- ◇国の重要文化的景観に選定された「遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落」の環境保全活動を市民と協働で取り組みます。
- ◇重要文化財千葉家住宅の周辺景観の保存調査を進め、文化的景観を継承する持続可能な取り組みを推進します。

ウ 市民の行動指針

- ◇農村文化の継承や地域の景観保全の取り組みなどに参加し、良好な農村環境の保全に努めます。
- ◇地域の歴史的・文化的遺産を守ります。
- ◇郷土芸能保存団体などに参加し、将来を担う子どもたちに伝承します。
- ◇天然記念物、保存樹木などの保護に協力します。
- ◇地域の歴史・文化に関する学習活動へ参加します。

エ 滞在者の行動指針

- ◇歴史的・文化的資産の保護、保全に努めます。
- ◇来訪者の視点で遠野らしい景観の発見に協力します。

オ 事業者の行動指針

- ◇地域の美化活動や歴史的・文化的遺産の保存・継承など、環境の保全活動への参加・協力支援に努めます。



小学校水生生物調査（早瀬川）

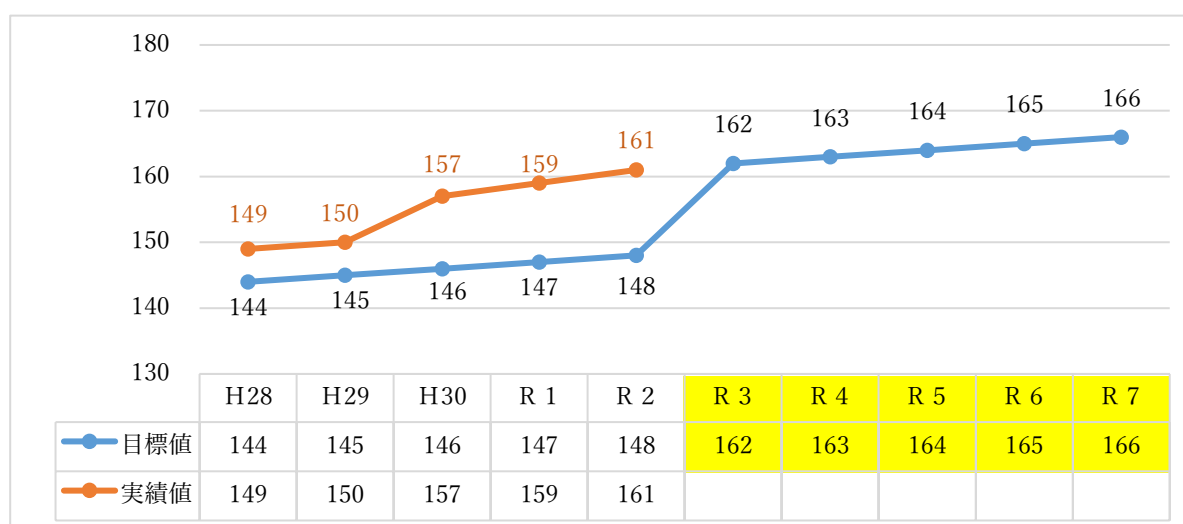
環境指標及び数値目標

基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指しての達成状況などの把握のため、次の2つを環境指標として設定します。

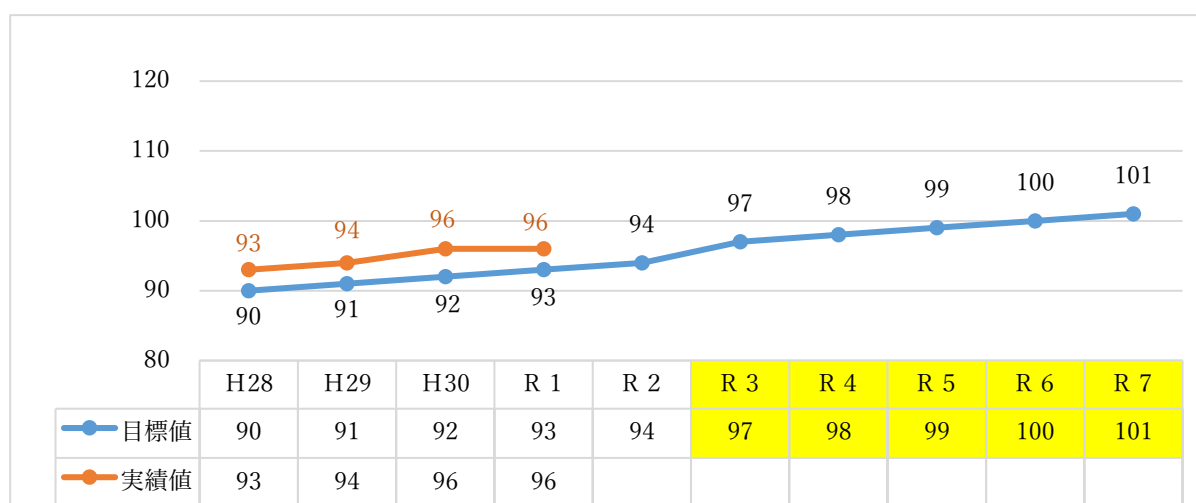
- 1 遠野遺産認定件数
- 2 指定文化財説明板設置件数

年度ごとの数値目標

1 遠野遺産認定件数（累計）（件）（まちづくり指標：文化課）



2 指定文化財説明板設置件数（累計）（基）（まちづくり指標：文化課）



基本目標 4 「循環型社会の構築」を目指して

(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する



ア 現状と課題

当市では、「遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を構築するため、市・市民・事業者が連携して3R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組みを推進し、ごみの減量化に努めてきました。平成31年4月から事業系等可燃ごみの有料化を実施したことにより、令和元年度の市民一人1日あたりのごみ排出量は856グラムとなり、前年度から40g減少しました。

今後は、3Rに「リフューズ：発生回避」を加えた4Rを推進し、ごみ排出量の削減を促進するとともに、資源の循環的利用をさらに図っていく必要があります。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇ごみ減量やリサイクルに関する情報など、広報活動の充実を図り、市民意識の向上に努めます。
- ◇ごみ減量や処理費用の応分負担を図るため、事業系不燃ごみ等の処理手数料有料化に取り組みます。
- ◇資源集団回収や生ごみ処理機等購入費に対して助成を行い、市民活動を促進します。
- ◇ごみ分別などの出前講座の実施やごみ処理施設の見学などを通じて、「もったいない」の意識をもった、ごみの減量や資源化の意識啓発を図ります。
- ◇市事務事業において製品の再利用や再生品の利用の拡大を図ります。
- ◇市庁舎等公共施設におけるごみ減量や資源物の分別を徹底します。
- ◇ごみの資源化を図るため、ノートパソコンなどの小型電子機器や衣類等の分別回収を推進するとともに、資源ごみの品目を見直します。
- ◇環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進するとともに、市民や事業者のグリーン購入の意識啓発を図ります。

ウ 市民の行動指針

- ◇買い物はマイバッグ等を持参し、必要なものを必要な分だけ購入します。
- ◇生ごみの水切りや堆肥化などに取り組み、食品ロス削減に努めます。
- ◇簡易包装された商品を選択し、過剰包装の辞退に努めます。
- ◇ごみの適切な分別や、スーパーの店頭回収、リサイクルショップの利用など、資源の再利用に努めます。
- ◇ものを大切に繰り返し使い、再利用を習慣化します。

- ◇商品の購入にあたっては、グリーン商品・詰め替え可能品や長期間使用できる製品の購入に努めます。
- ◇学校、市民団体などにおいて、資源集団回収活動への参加や協力をして再資源化に努めます。

エ 滞在者の行動指針

- ◇ごみは、分別して指定された場所に排出します。
- ◇滞在中は、ごみの減量化に努めます。

オ 事業者の行動指針

- ◇長寿命化・長期利用、リサイクルを前提とした製品の設計・製造に努めます。
- ◇ごみの分別を徹底し、ごみの減量化・再資源化に努めます。
- ◇商品の簡易包装に努めます。
- ◇宣伝用のチラシなどは、再生紙を利用するとともに、資源の節約に努めます。
- ◇製品の梱包材の材質は、再生品や再生利用の容易なもの採用に努めます。
- ◇建設資材は、再利用が可能なものや再生品の使用に努めます。
- ◇再資源化のため、空きびんや空き缶・紙パック・トレイなどの店頭回収に努めるとともに、製造業者との連携による資源回収の仕組みづくりに努めます。
- ◇家畜排せつ物、稲わらなど有機質資源の活用を推進し、環境保全型農業に努めます。
- ◇ばら売りや量り売りなど、商品の適正量販売に努めます。

(2) 廃棄物の適正処理を推進する



ア 現状と課題

各地区の集積所において、分別されていないごみや市では処理できないごみなどの、いわゆる違反ごみの排出が散見され、問題となっています。

また、不法投棄、野外焼却による不適正処理も後を絶ちません。

不法投棄されるごみは、廃タイヤや家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられているテレビ、冷蔵庫、洗濯機のほか、壊れた電気器具などが多く捨てられています。

不法投棄は、自然環境保全や景観の観点から生活環境を著しく損なうことから、それらの未然防止を図ることが重要です。当市では、不法投棄防止対策として、関係団体と連携した不法投棄発生箇所の巡回や監視カメラの設置により、不法投棄の未然防止を図っており、継続的な取組が必要です。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇家庭系廃棄物の収集から最終処分まで、適正に処理します。

- ◇事業系廃棄物の適正処理について、事業者の意識啓発を図ります。
- ◇非常災害が発生した場合、災害廃棄物の適正な処理を図ります。
- ◇感染症まん延時においても、廃棄物処理を安定的に業務継続します。
- ◇放射性物質汚染廃棄物の処理について、国・県・廃棄物処理業者と連携して進めます。
- ◇ごみ出しが困難な高齢者世帯等への支援などに対応するため、地域の実情に応じた適切な収集体制の見直しを進めます。
- ◇岩手中部広域行政組合による広域不燃ごみ処理施設整備を検討するなど、持続可能なごみ処理体制の確立に向けた取組を進めます。
- ◇中部圏域各市町の最終処分場を相互に利用することができる一括管理方式の導入等を検討し、運営の効率化を図ります。
- ◇不法投棄の防止に向け、警察と連携して監視に努めます。
- ◇地域・企業が実施する不法投棄物回収活動（環境美化活動）に協力します。
- ◇ごみ集積所の整備に対する支援を行います。
- ◇不法焼却は違法行為であることの市民周知を行い、その防止を図ります。
- ◇老朽化が進行しているし尿処理施設について、市単独処理から広域処理への移行に向けて現状維持及び広域処理対応の施設整備に取り組みます。

ウ 市民の行動指針

- ◇市のルールに従い、適正にごみを分別し排出します。
- ◇不法投棄は絶対しません。
- ◇不法投棄の発見時は、通報します。
- ◇外出先のごみは持ち帰り、ポイ捨てをしません。
- ◇土地の所有者は、所有地の監視を行うとともに所有地の清掃を行い、不法投棄の防止に努めます。
- ◇地域の集積所をきれいに保ちます。

エ 滞在者の行動指針

- ◇不法投棄は絶対しません。

オ 事業者の行動指針

- ◇事業系一般廃棄物は市のルールに従い、適正にごみを分別し排出します。
- ◇廃棄物処理法など関係法令を遵守し、廃棄物を適正に処理します。
- ◇不法投棄は絶対しません。
- ◇不法投棄の発見時は、通報します。
- ◇廃棄物の処理を委託した場合は適正に処分されていることを確認します。

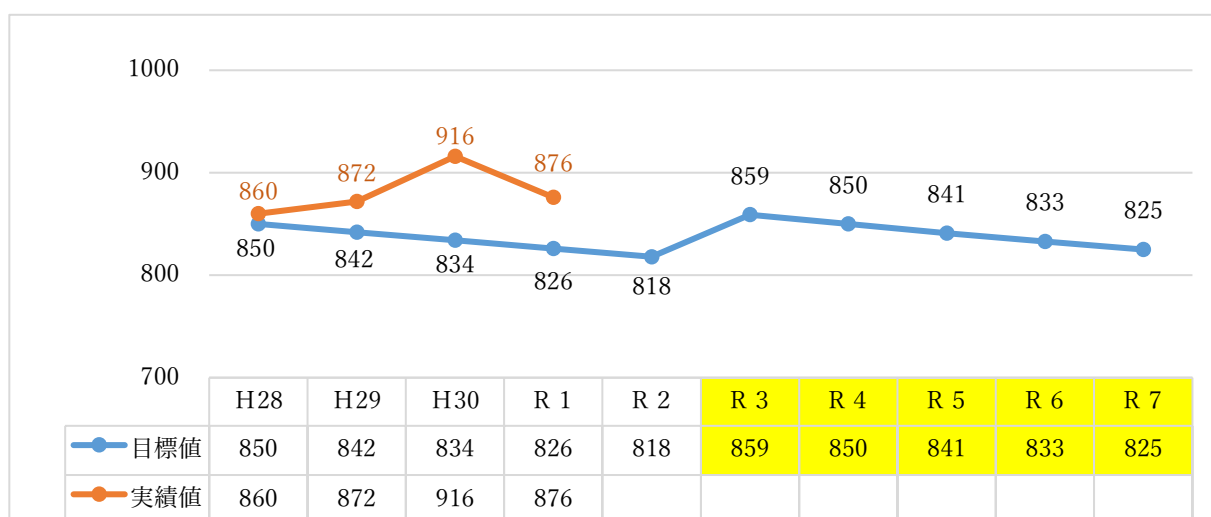
環境指標及び数値目標

基本目標4「循環型社会の構築」を目指しての達成状況などの把握のため、次の2つを環境指標として設定します。

- 1 市民一人1日当たりのごみ排出量
- 2 リサイクル率

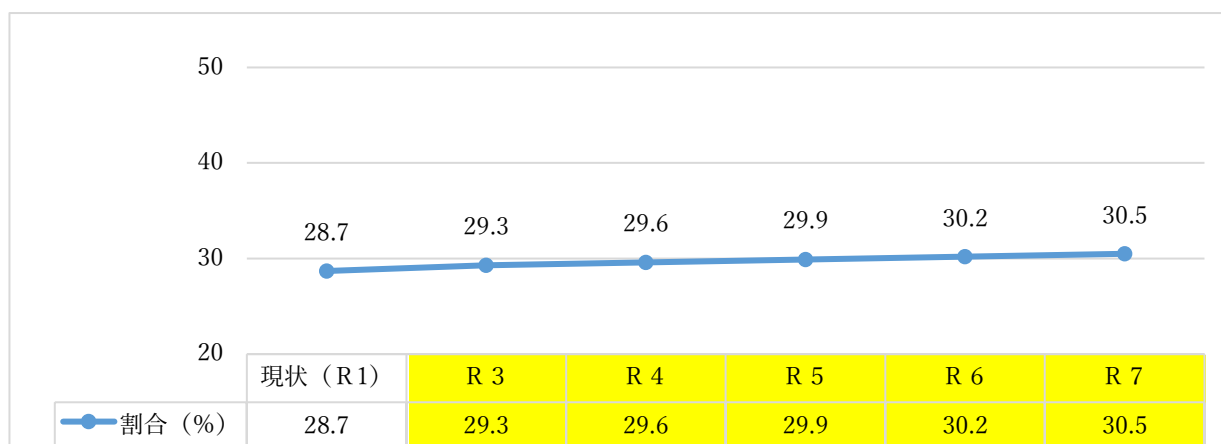
年度ごとの数値目標

1 市民一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) (まちづくり指標：環境課)



※年1%の減量を目指す。

2 リサイクル率 (%) (環境課)



※リサイクル率とは、ごみ排出量のうち、どれだけ資源化したかを示す数値。

※年1%の増を目指す。

基本目標 5 「地球環境の保全」を目指して

(1) エネルギーを有効に利用する



ア 現状と課題

今、地球規模で問題となっている地球温暖化の進行を防ぐために私たちにできることは、省エネルギー型の暮らしに変えることです。

市では、遠野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、市の業務に係る温室効果ガス排出量抑制に対する数値目標を掲げ取り組んでいます。温室効果ガスは電気、A重油、灯油、ガソリン、軽油及びLPガス使用量から算出されることから、エネルギーの合理的な利用は、温室効果ガス排出量抑制に繋がります。

また、遠野市新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電、風力発電、木質バイオマス発電など環境にやさしいクリーンエネルギーの活用を推進するとともに、遠野市スマートエコライフ推進事業により、一般住宅への太陽光発電設備、家庭用蓄電池、家庭用燃料電池システム、自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入や遠野市新ストーブ設置応援事業により薪ストーブの導入を促進しています。

新エネルギーは、地球温暖化対策のみならず、化石燃料の枯渇などのエネルギー問題や地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力の強化という観点からも、その重要性が高まっています。今後は、脱炭素社会の実現に貢献し、新エネルギーの導入を促進していく必要があります。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇公共施設の照明をLED化し、消費電力の抑制に努めます。
- ◇エコ運転を心掛けるなど、化石燃料の消費を減らします。
- ◇エコカー等の導入を推進します。
- ◇遠野市新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの導入を進めます。
- ◇低炭素社会の実現に向け、木質バイオマスエネルギーの利用を進めます。
- ◇遠野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進します。
- ◇製品の購入に際しては、環境負荷ができるだけ小さな製品を優先するグリーン購入に努めます。

ウ 市民の行動指針

- ◇家庭での小まめな節電等の省エネ行動を実践します。
- ◇電球・蛍光灯の照明交換時は、LEDに切り替えていきます。

- ◇冷暖房を使用する時は、適切な設定を心がけます。
- ◇植物を利用したグリーンカーテンやブラインドなどを使い、冷暖房の効果を上げます。
- ◇自家用車のエコ運転を実践します。
- ◇省エネルギー型製品の購入・利用に努めます。
- ◇自家用車を購入する際はエコカーを検討します。

エ 滞在者の行動指針

- ◇自家用車のエコ運転を実践します。

オ 事業者の行動指針

- ◇新エネルギーの利用に努めるとともに、環境負荷の少ないエネルギー源の採用に努めます。
- ◇施設内の製造機械・空調機・オフィス機器・照明器具などについては、省資源・エネルギー効率などを考慮した設備の導入・更新に努めます。
- ◇照明の高効率化・LED化を進めます。
- ◇冷暖房は適温に保ち、使用時間も減らします。
- ◇事業所のエネルギー使用量を把握し、効率的な使用に努めます。
- ◇国民運動「COOLCHOICE」へ積極的に参加します。
- ◇社用車を購入する際はエコカーを検討します。
- ◇移動は公共交通機関の利用や徒歩・自転車を利用します。
- ◇カーシェアリングを検討します。
- ◇社用車等のエコ運転を実践します。
- ◇グリーン購入に努めます。

(2) 地域において地球環境の保全に貢献する



ア 現状と課題

当市の総土地面積に占める森林の割合は約8割となっています。近年では、森林所有者の山に対する関心が薄れ、境界不明や手入れが行き届かない森林が多くなっている状況となっていることから森林経営管理制度や森林環境譲与税などを活用しながら、適正な管理を推進する必要があります。

また、約1割を占める農地は、地域特性を活かした多様な生産が展開されています。

森林や農地は温室効果ガスの吸収源としての機能も併せ持つため、国際規模の課題である地球温暖化対策として、今後ますますその重要性は増していくと思われま

す。本市が誇る豊かな自然を良好な状態で将来に引き継いでいくためにも、各計画などに基づ

き、関係機関と連携しながら、適正な管理・保全を推進していくことが必要です。

さらに、マイクロプラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境の悪化が問題となっています。マイクロ化する前であれば、回収等の対策も可能であることから、河川清掃やごみ拾い等に参加し、地球環境の保全に貢献する必要があります。

イ 市の施策の方向及び具体施策

- ◇二酸化炭素を吸収する森林の適正管理に努めます。
- ◇オゾン層の保護に資するため、フロン排出抑制法に基づき、対象機器の管理やフロン類の適正処理の指導に努めます。
- ◇市産材の利用や林地残材のバイオマス利用を促進します。
- ◇環境保全型農業の普及を促進します。
- ◇地球温暖化対策として化石燃料の使用抑制、新エネルギーの導入等を進めます。
- ◇呼吸障害・スモッグ・酸性雨などの原因となる工場・事業場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物を含む、ばい煙の発生抑制に努めます。
- ◇「遠野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設における温室効果ガスを把握し、排出を抑制します。
- ◇公共施設等の設備を更新する場合は、高効率な空調機・給湯器などの高効率エネルギーシステムの導入を推進します。
- ◇新エネルギーの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。
- ◇広く情報を収集し提供するとともに、学校や地域の環境活動等の発表の場を設けます。
- ◇環境に関する講演会、自然観察会などの環境学習会を開催するとともに、環境教育・環境学習指導者を養成します。
- ◇市民・事業者・市のパートナーシップを形成するため、環境に関するボランティア活動に対して、情報・機材の提供や協力開催などの支援を行います。
- ◇市民参加の実践活動等、環境に配慮した行動の推進に努めます。

ウ 市民の行動指針

- ◇自動車のエコ運転を実践し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ◇自家用車の利用を控え、バスや列車などの公共交通機関や自転車を利用します。
- ◇自動車の更新時にはエコカーの購入を検討します。
- ◇フロン類を使用する製品の廃棄に当たっては、フロン類回収業者に依頼します。
- ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器や無煙型薪・ペレットストーブなど、家庭での新エネルギーを導入します。
- ◇植林などの自然保護活動へ参加します。
- ◇農産物や木材の地産地消に努めます。

エ 滞在者の行動指針

- ◇自動車のエコ運転を実践し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。

◇自家用車の利用を控え、バスや列車などの公共交通機関や自転車を利用します。

オ 事業者の行動指針

◇自動車のエコ運転を実践し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。

◇フロン類を使用しない製品の開発を行うとともに、フロン類の廃棄に当たっては適正に回収・処理します。

◇自らの事業活動の環境に与える影響や環境との関わりについて、理解と認識を深めるため、環境教育や研修の実施に努めます。

◇環境問題に対し、組織的かつ計画的な取り組みを進めるため、環境マネジメントシステムの導入に努めます。

◇市・民間団体などが行う環境保全活動や環境学習などに、従業員の参加を勧め、環境保全活動への協力に努めます。

◇環境に関わる情報は、市・市民・民間団体などへの提供に努めます。

◇新エネルギーによる発電設備や熱利用設備の導入を検討します。

◇木質バイオマスエネルギーの導入を検討します。

◇森林整備による二酸化炭素吸収効果の増進やその他温室効果ガス対策の取り組みを推進します。



風力発電（土淵町）

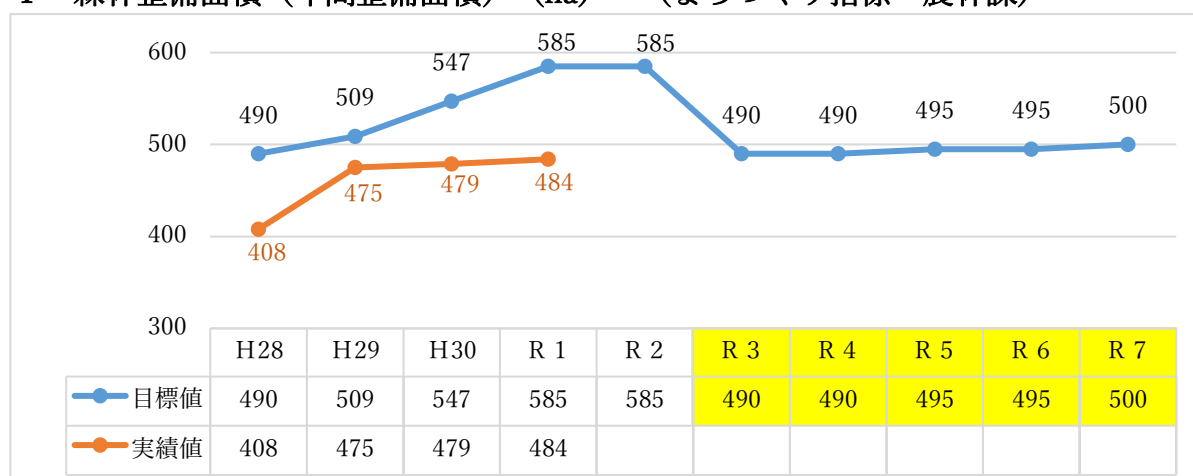
環境指標及び数値目標

基本目標5「地球環境の保全」を目指しての達成状況などの把握のため、次の5つを環境指標として設定します。

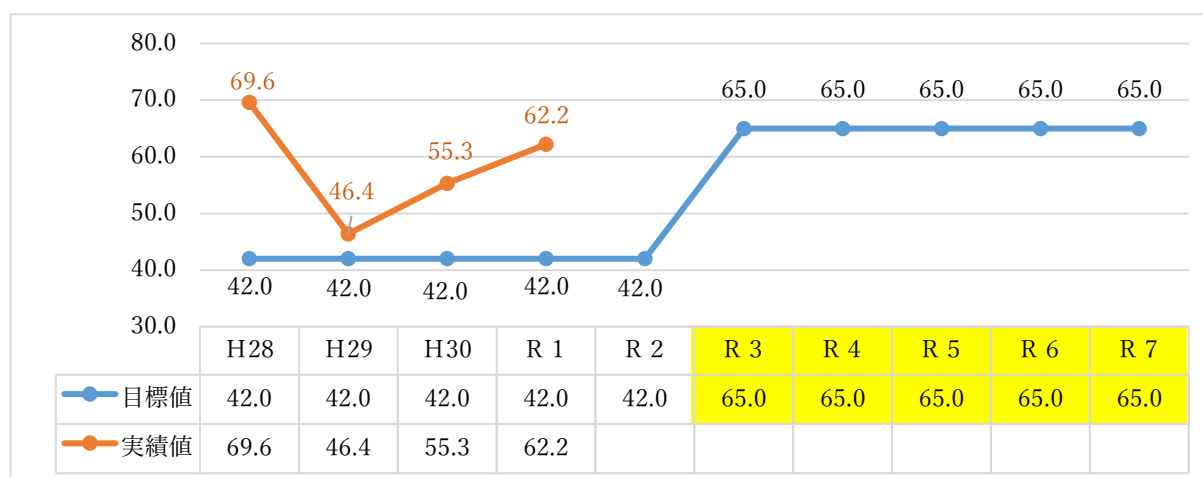
- 1 森林整備面積
- 2 民有林再造成面積
- 3 市民環境団体登録数
- 4 小中学校等の環境学習の実施数
- 5 市内の新エネルギー発電設備導入量

年度ごとの数値目標

1 森林整備面積（年間整備面積）（ha）（まちづくり指標：農林課）

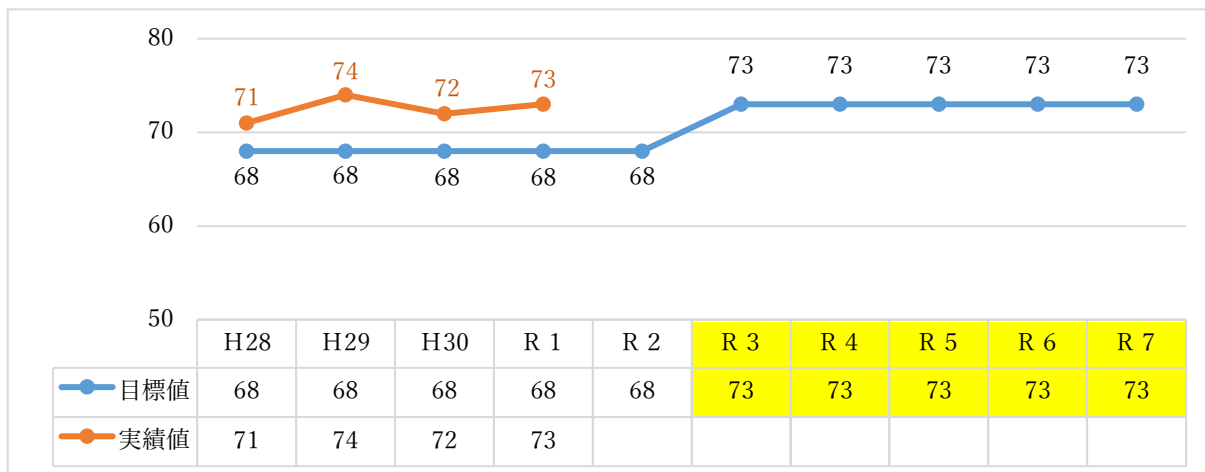


2 民有林再造成面積（ha）（まちづくり指標：農林課）



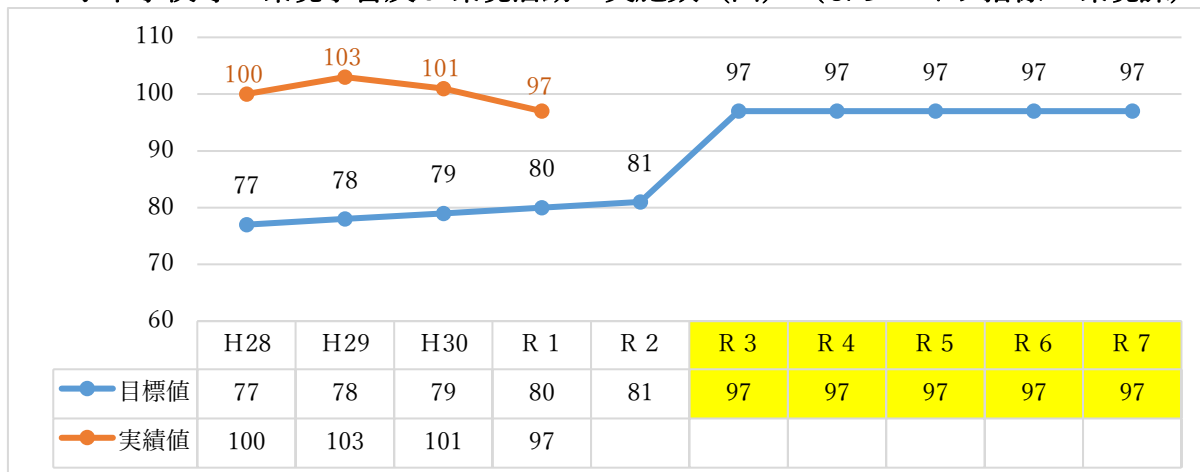
※H28～R2までは毎年42.0ha、R3～R7までは毎年65haの再造林を目指すもの。

3 市民環境団体登録数（団体）（まちづくり指標：環境課）



※資源集団回収団体、こどもエコクラブ、環境保護団体等

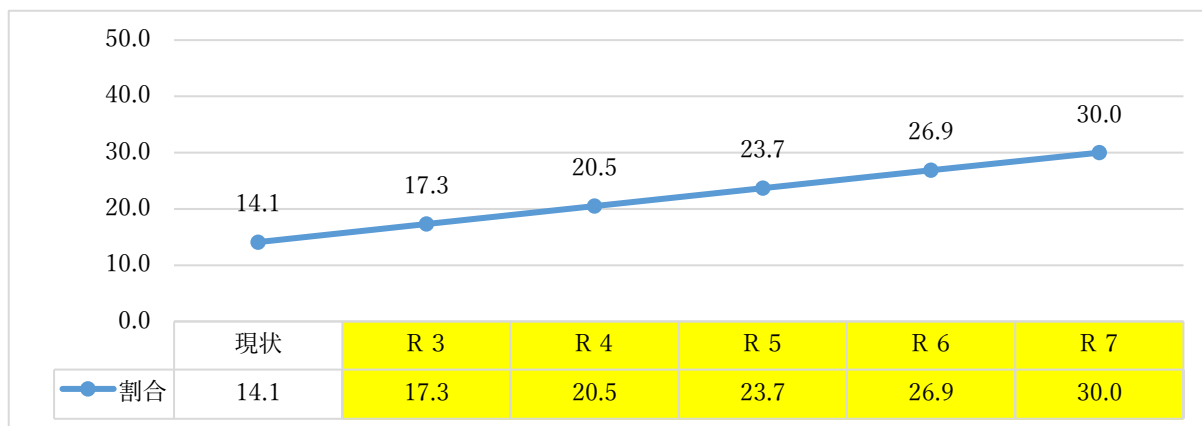
4 小中学校等の環境学習及び環境活動の実施数（回）（まちづくり指標：環境課）



※小学校や児童館の水生生物調査、清養園クリーンセンター施設見学など

5 市内のエネルギー消費量に占める新エネルギーの割合（％）

（新エネルギービジョン：政策担当）



※新エネルギー（太陽光発電、風力発電、木質バイオマス発電、中小水力発電など）

4 地区別の目標

地域づくりは、これまでも各地区センターを中心に、それぞれ特色ある活動を進めてきました。環境保全等についても、地区の自主性を尊重し独自の活動を支援しながら、積極的に取り組みます。

(1) 遠野町

- 城下町としての街並みや景観の保全に努めます。
- 道路清掃、河川清掃、鍋倉公園清掃、花いっぱい運動など環境美化活動に取り組みます。
- ごみの減量化やリサイクルを促進します。
- 動植物に配慮した環境づくりを推進します。
- 環境学習・環境保全活動の取組を推進します。

(2) 綾織町

- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- ごみの減量、分別に努めます。
- 文化財及び遠野遺産の保存と景観の保全活動を推進します。

(3) 小友町

- 巖龍（がんりゅう）神社、藤沢の滝をはじめとする神社等の環境保全に努めます。
- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- ホタル、モリアオガエルをはじめとする、水生生物に配慮した環境づくりに努めます。
- ごみの減量、分別に努めます。

(4) 附馬牛町

- 猿ヶ石川の源流域として、水質の保全に努めます。
- 河川清掃活動や花いっぱい運動等の環境美化活動を推進します。
- 文化財及び遠野遺産の保存と景観の保全活動を推進します。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進し、ごみの減量化に努めます。

(5) 松崎町

- 花いっぱい運動の環境美化活動や、道路・花壇の清掃活動を推進します。
- 田園風景にふさわしい景観を維持・保全します。
- 自然環境の整備・再生を推進します。
- 地域イベント等でのごみ削減に努め、リサイクルを推進します。

(6) 土淵町

- 水環境の保全、美化の推進に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や伝統的風習の継承に努めます。
- 森や川に親しむ環境学習を開催や環境美化活動などを積極的に推進します。
- 花いっぱい運動の推進や道路清掃を実施し、環境美化活動などを積極的に推進します。

(7) 青笹町

- 花いっぱい運動を推進するとともに、河川清掃や身近な道路の清掃等に積極的に取り組み環境美化に努めます。
- 遠野遺産等の文化財の保存と継承の活動を推進します。
- 資源物や有価物回収の取組を促進するとともに、廃棄物の減量化に努めます。
- 自然環境の保全と環境学習の励行を推進します。

(8) 上郷町

- 大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 早瀬川源流域として水質保全に努めます。
- 道路清掃や花いっぱい運動等を推進し、環境美化に努めます。
- 環境学習会の機会を創出し、環境保全活動への積極的参加に努めます。

(9) 宮守町宮守

- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- 親水公園の環境整備を推進し、景観美化に努め生態系の保全に取り組みます。
- 環境学習に取り組み、自然環境の保全を継承します。
- 遠野遺産等の文化財の保存と継承活動を推進します。

(10) 宮守町達曽部

- 道路清掃、花いっぱい運動等を推進し、環境美化に努めます。
- 稲荷穴名水の湧水や河川等の環境保全に努めます。

(11) 宮守町鱒沢

- 河川清掃等により、河川環境の整備、保全に努めます。
- 花いっぱい運動の推進により、地区内の環境美化に取り組みます。
- 遠野遺産等の保存、修復により地域景観の保護と継承に努めます。
- 有価物等の回収の取組の推進により、環境意識を育みます。
- 地域の豊かな自然を活用したまちづくりに努めます。

第4章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

副市長、環境整備部長及び各課長で構成される「遠野市環境基本計画推進委員会」において、本計画の進行管理や関連施策などの総合的な調整を行い、具体的な取組みの実施などについては、関係部署と連携を図りながら計画を推進していきます。

(2) 市民と事業者との連携体制

ア 情報の提供

本計画に関する情報を市ホームページや広報遠野を通じて、市民や事業者などへ提供します。

イ 環境保全活動団体の育成

市民、事業者、関係機関、団体からなる市民環境団体「環境フロンティア遠野」を中心に市内の環境保全活動団体のネットワークをさらに広げ、環境保全に関する知識と理解を深めるため、研修会や講演会などを実施します。

ウ アンケート調査の実施

広く市民や事業者から意見を聴き、計画の見直しや施策に反映させるため、環境に関する市民アンケートを必要に応じて実施します。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理

本計画の実効性を高め、かつ的確に進捗状況を把握するため、PDCAサイクルの手法を活用した進行管理を行います。

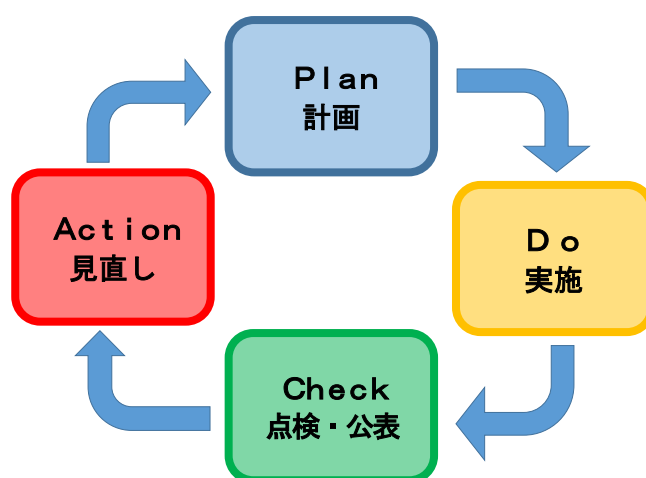
(2) 遠野市環境審議会

市長の諮問機関であり、市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、評価します。

(3) 年次報告書

計画の目標の達成状況及び施策の実施状況について、毎年度点検し、年次報告書などにより整理して公表します。

【PDCA サイクルイメージ】



資 料

1 市の概要

(1) 位置

本市は、本県を縦断する北上高地の中南部に位置し、東西、南北ともに約38km、総面積は825.97km²となっています。

東は釜石市・大槌町、北は宮古市、西は花巻市、南は奥州市、住田町に隣接しています。

内陸と沿岸を結ぶ交通と産業の要衝にあり、標高1,917mの早池峰山を最高峰に、標高300m～700mの高原群が周囲を囲み、市域の中央部の遠野盆地に市街地を形成しています。



(参考) 東端 (土淵町琴畑)、西端 (宮守町岩根橋)、南端 (小友町長野)、北端 (附馬牛町大出)

(2) 気温・降水量・最深積雪

本市の平成22年から10年間の平均気温は 9.8度、最高気温は35.6度、最低気温は -19.2度で、寒暖差が激しい典型的な内陸性の気候で、気候区分は冷温帯に属しています。

近年は、地球温暖化による気象変動の影響からゲリラ豪雨や厳しい残暑、暖冬などの傾向が多く見られるようになりました。

遠野市の気温 (平均・最高・最低)、降水量、最深積雪

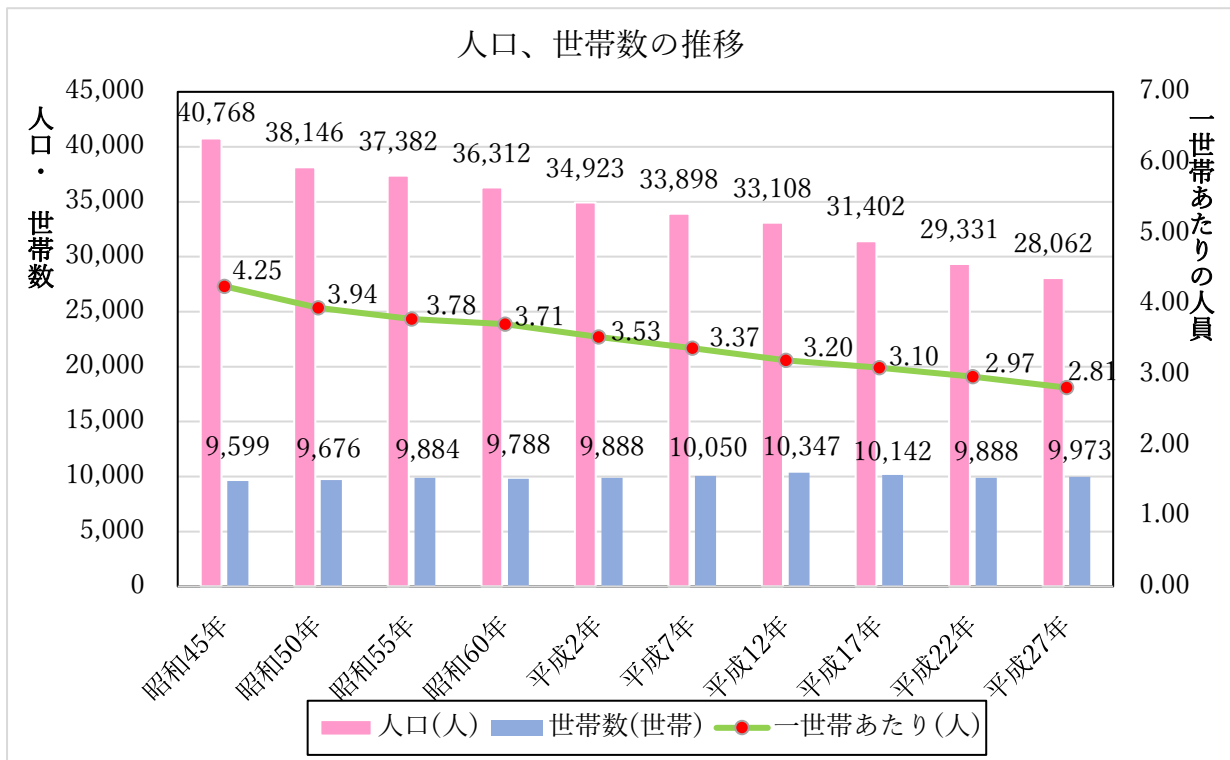
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	平均
気温 (°C)	平均	10.5	9.8	9.7	9.5	9.3	10.3	10.0	9.4	9.9	10.0	9.8
	最高	35.6	34.1	35.1	32.2	32.9	33.9	32.9	33.2	34.9	34.1	33.9
	最低	-14.1	-16.0	-18.0	-19.2	-16.4	-13.3	-14.3	-18.0	-17.9	-13.0	-16.0
年間降水量 (mm)		1288.0	1172.5	946.5	1337.0	1359.0	988.5	1160.0	1087.0	1121.5	1018.5	1147.9
最深積雪 (cm)		28	47	37	30	33	18	32	14	32	11	28

(資料：盛岡地方気象台)

(3) 人口

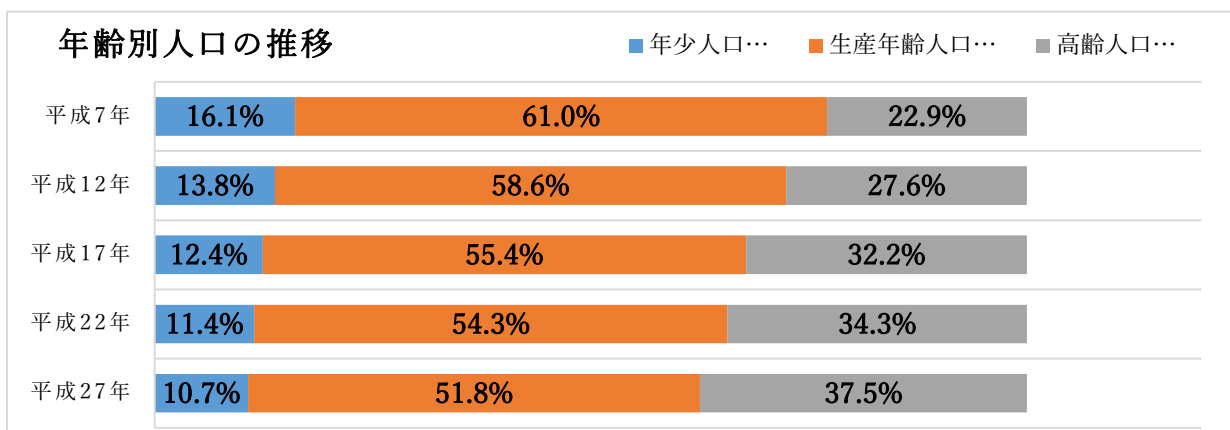
ア 人口・世帯数

人口は、昭和30年の47,110人をピークに減少しています。平成27年国勢調査によると、本市の人口は28,062人、世帯数は 9,973世帯で、一世帯当たりの人員は2.81人となっており、いずれも減少傾向です。令和2年9月末人口は26,138人、世帯数は10,741世帯で1世帯当たりの人口は2.43人でした。



イ 年齢別人口

平成27年国勢調査によると、本市の年齢構成は、年少人口（0～14歳人口）比率が10.7%、生産年齢人口（15～64歳）比率が51.8%、65歳以上人口比率が37.5%と岩手県平均、全国平均より少子高齢化が進展しており、特に高齢化人口比率は岩手県平均より7ポイント以上、全国平均より10ポイント以上高くなっています。

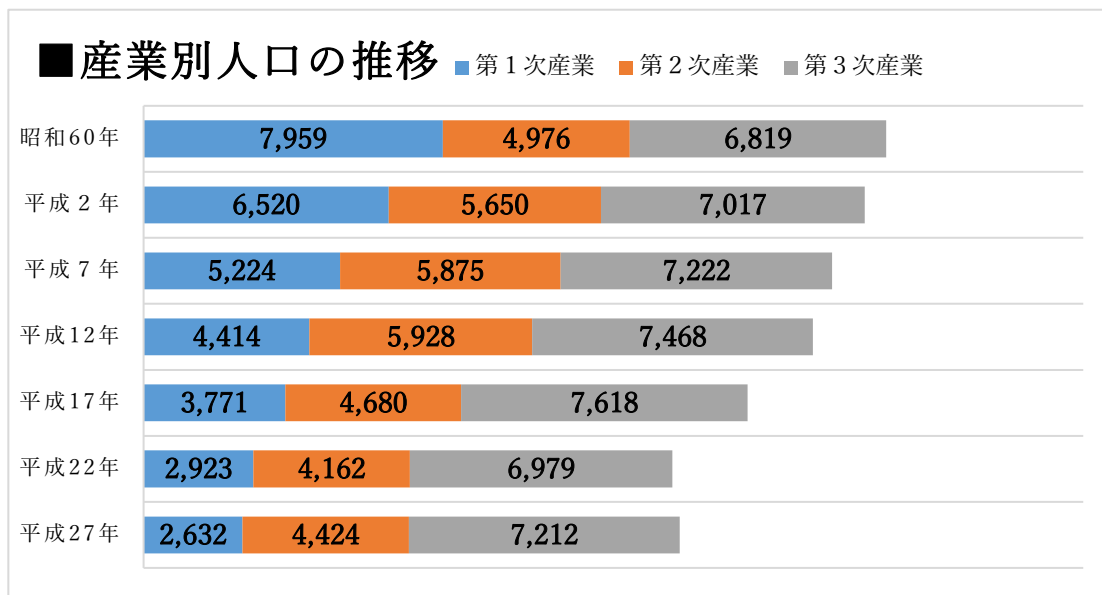


(資料：国勢調査 ※年齢不詳を除くことから、各区分の人数と人口は一致しない。)

ウ 産業別就業人口

平成27年国勢調査によると、本市の就業人口の合計は14,291人で、総人口の減少とともに減少傾向にあり、平成7年から平成27年までの20年間に約4,000人が減少して、平成17年以降に急速な減少が見られましたが、平成22年と平成27年の比較では、横ばいで推移しています。

産業別就業割合は、第1次産業（農業、林業など）が18.5%、第2次産業（建設業、製造業など）が31.0%、第3次産業（卸売業・小売業・飲食業、サービス業など）が50.5%となっており、第1次産業の割合が減少、第3次産業の割合が増加傾向にあります。

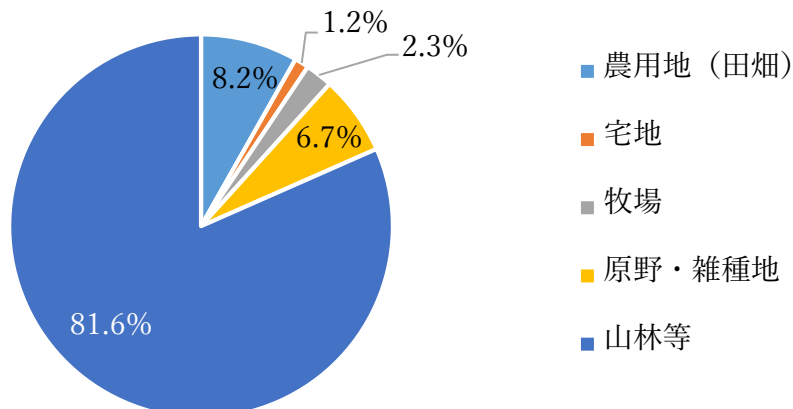


（資料：国勢調査 ※分類不能を除くことから、各区分の人数と人口は一致しない。）

（4）土地利用

地目別土地面積

令和2年1月1日現在の地目別土地利用区分では、総面積82,597haのうち、山林等が67,783ha（構成比81.6%）と最も多く、次いで農用地が6,804ha（8.2%）、原野・雑種地が5,574ha（6.7%）、牧場1,869ha（2.3%）、宅地963ha（1.2%）となっています。農用地と牧場は微減、宅地、山林等が微増傾向にあります。



（資料：市総務企画部税務課「令和2年度市税のあらまし」）

(5) 交通

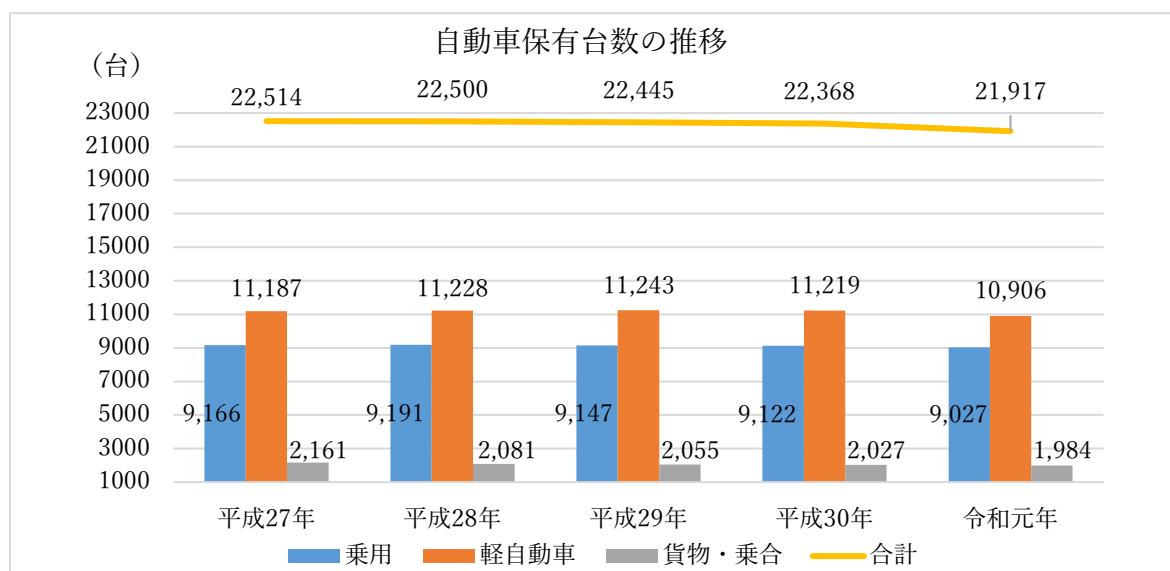
ア 道路

道路網は、国道283号が主要幹線道路としての機能を担っており、花巻・北上市方面と釜石市方面を結ぶ東西交通軸として位置づけられているほか、南北交通軸としては国道340号・国道107号及び国道396号が幹線道路として機能しています。

また、東日本大震災における復興支援道路に位置付けられた東北横断自動車道釜石秋田線は、平成31年3月の全線開通により、高速道路ネットワークを利用した新たな交流が見え始めています。

イ 自動車

本市における自動車登録台数の推移をみると、乗用、軽自動車とも減少傾向にあります。これは、人口減少、高齢化、運転免許返納などが要因として考えられます。

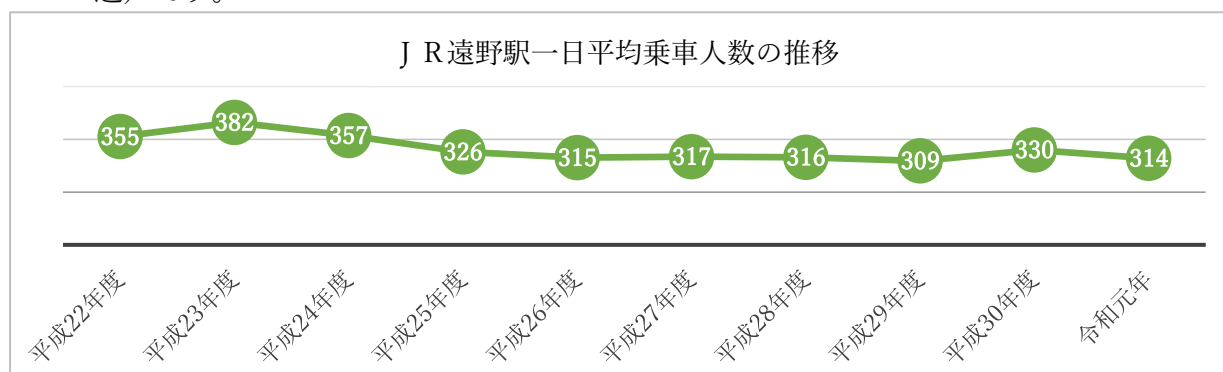


(資料：東北運輸局)

ウ 鉄道

鉄道は、J R釜石線が本市を横断しており、岩根橋、宮守、柏木平、鱒沢、荒谷前、岩手二日町、綾織、遠野、青笹、上郷、平倉、足ヶ瀬の12箇所の駅があります。

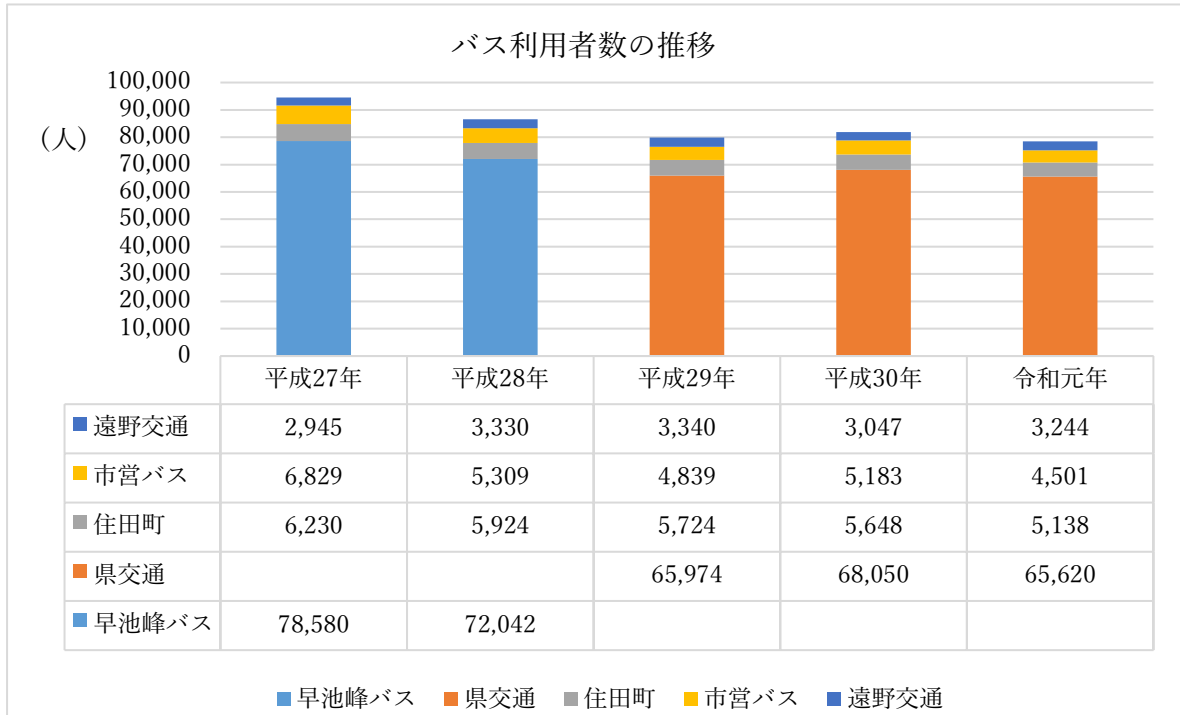
J R遠野駅から東北新幹線停車駅であるJ R新花巻駅までの所要時間は約44分（快速）です。



(資料：J R東日本)

エ バス

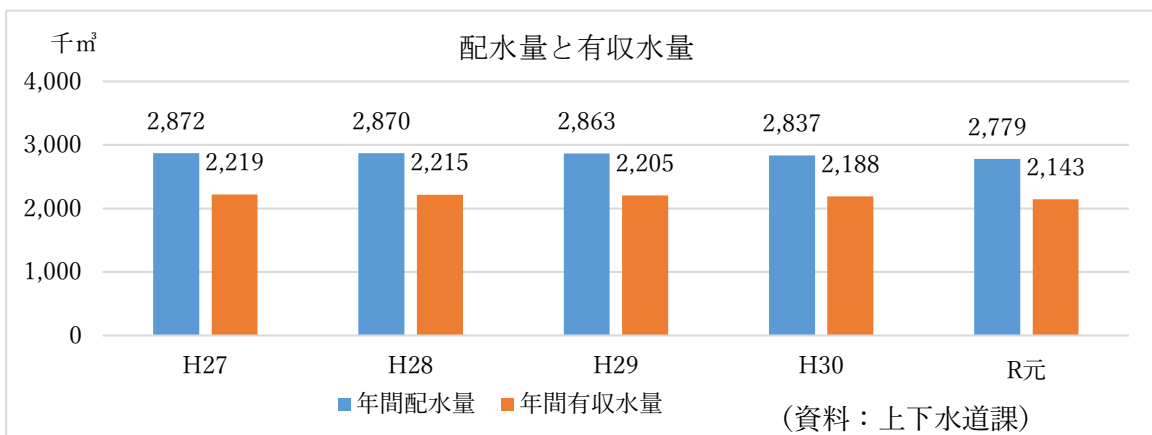
民間バス事業者の撤退に伴い廃止代替路線を維持するため、市営バスのほか、民間バス会社の路線運行及びタクシー事業者のデマンドバス運行の補助を実施し、公共交通の継続維持に努めていますが、自家用車の普及や少子高齢化の影響により、利用者は減少傾向となっています。

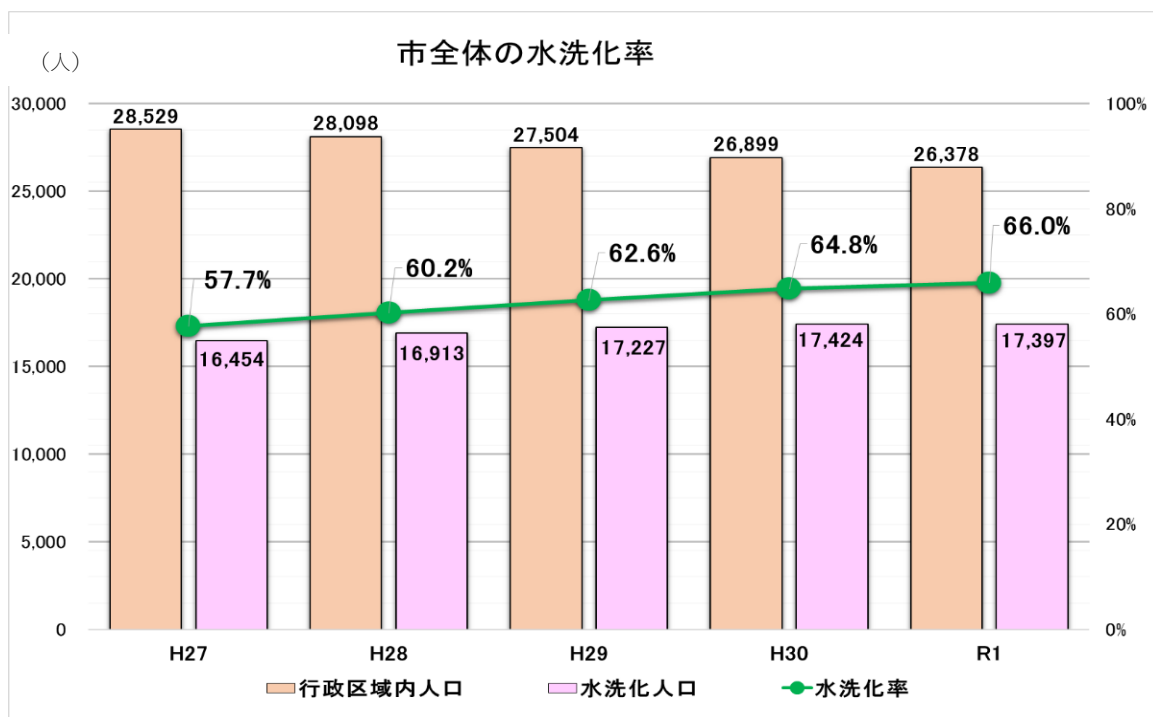


(資料：市民センター市民協働課)

(6) 上下水道

上水道の普及状況は、令和元年度において給水人口が24,028人、普及率は91.1%に達しています。全給水量、家庭給水量及び家庭一戸あたり年間給水量は大きな変化はなく推移しています。また、生活排水等による河川等の水質汚濁を低減するため、公共下水道や農業集落排水施設を整備するとともに、これらの整備区域外の地域に対しては、浄化槽の設置を推進しています。令和元年度末時点の水洗化率は66.0%となっており、岩手県全体の平均76.0%を下回っています。





(資料：上下水道課)

(7) 公害

ア 公害苦情

典型7公害(下表参照)に関する新規受理苦情はなく、概ね良好に保たれています。

悪臭は、平成19年1月から継続している事案です。原因者とは随時協議し、悪臭対策の指導や進捗状況の確認を行っています。

騒音・振動に関する規制区域は、遠野都市計画区域内の用途地域が対象範囲です。

公害苦情発生状況

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
平成27年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成28年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成29年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成30年度	0	0	0	0	0	0	1	1
令和元年度	0	0	0	0	0	0	1	1

(資料：環境課)

イ 大気汚染

本市の大気環境は良好に保たれています。

平成27年10月からごみの広域処理が始まり、家庭から出される『もえるごみ』は北上市に建設した岩手中部クリーンセンターで焼却しています。ごみ焼却により発生するダイオキシン類は新しい焼却施設で基準値内に抑えられています。

ウ 大気汚染の状況の監視

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質の影響が本市にも及んだことから、市内11小学校の校庭の地表付近の放射線量を隔月で測定しています。

測定結果は、国の定めた放射性物質の除染基準【空間線量が1時間当たり $0.23\mu\text{Sv}$ （年間1mSv）】を下回っています。

令和元年度市内小学校校庭空間放射線量測定結果 (単位： $\mu\text{Sv}/\text{時}$)

場所 (小学校)	地表高	測 定 月					
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
遠野	1 m	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05
綾織	1 m	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
小友	1 m	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04
附馬牛	1 m	0.05	0.04	0.03	0.04	0.05	0.04
遠野北	1 m	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04
土淵	1 m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
青笹	1 m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
上郷	1 m	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05
宮守	1 m	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04
達曽部	1 m	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04
鱒沢	1 m	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04

(資料：環境課)

エ 水質汚濁

令和元年度市内河川水質調査結果

項 目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質 量(SS)		溶存酸素量 (DO)	
環境基準(A類型)		6.5以上8.5以下		2mg/l以下		25mg/l以下		7.5mg/l以上	
回数		1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
河川名		1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
A 類 型	猿ヶ石川 (駒木橋付近)	7.5	7.1	0.5	<0.5	1	<1	9.9	13.0
	猿ヶ石川 (遠野浄化センター 付近)	7.4	7.4	0.8	0.6	3	<1	9.7	12.0
	猿ヶ石川 (JR釜石線猿ヶ石川 橋梁付近)	7.5	7.5	<0.5	0.7	2	1	9.5	12.0
	小友川 (常楽寺橋付近)	7.5	7.7	0.5	0.5	1	<1	9.6	13.0

※「<」は未満表示(定量下限値)

※令和元年度は、測定を年2回実施(1回目：9月・2回目：1月)

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
		1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
類型指定なし	回数								
	河川名								
	長野川 (大洞橋付近)	7.5	7.7	0.5	<0.5	<1	<1	9.8	13.0
	来内川 (板洞橋付近)	7.6	7.4	0.5	<0.5	2	<1	10.0	13.0
	来内川 (長洞橋付近)	7.4	7.4	0.5	<0.5	2	<1	10.0	12.0
	猫川 (羽場橋付近)	7.4	7.2	<0.5	<0.5	2	<1	9.8	13.0
	宮守川 (吉金橋付近)	7.9	7.9	<0.5	<0.5	2	<1	9.6	13.0
	塚沢川 (塚沢橋付近)	8.0	8.0	0.8	<0.5	1	<1	9.5	13.0
	宿川 (立川橋付近)	7.6	7.7	0.5	<0.5	2	<1	9.5	11.0
	家老沢川 (沢田橋付近)	7.5	7.8	0.5	<0.5	1	<1	8.0	13.0
清水川 (下鱒沢12地割)	7.8	8.0	<0.5	0.6	<1	1	9.9	11.0	

※「<」は未満表示（定量下限値）

（資料：環境課）

※ 令和元年度は、測定を年2回実施（1回目：9月・2回目：1月）

水質検査_調査項目に関する説明

A類型	環境省が河川の水の利用目的等に応じてA A類型からE類型まで定めており、A A類型が最もきれいな河川である。県内の河川は岩手県で類型指定している。
水素イオン濃度 (pH)	水溶液の性質を示す指標。pH7のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示す。河川水は通常7付近だが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成などにより数値が増減する。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20℃5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質（有機物質）を分解するときに必要とする酸素量。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶性物質を総称し、「懸濁物質」という場合もある。水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素量 (DO)	溶存酸素とは一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などに汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど汚染の度合いが高いことを示す。

オ 土壌汚染・地盤沈下

土壌汚染は、ごみの焼却により発生するダイオキシン類や、有害化学物質による大気や水質の汚れが長期間にわたり蓄積することにより発生します。

本市では現在、土壌汚染及び地盤沈下に関する情報や苦情はありませんが、未然防止を図るため、化学物質の適正管理や廃棄物の適正処理などに関する指導、監視体制の充実・強化が必要です。

カ 騒音・振動・悪臭

騒音は、騒音規制法に基づく騒音規制地域が一部指定されており、騒音規制地域の4路線5区間を毎年1区間ずつ自動車騒音常時監視業務で測定しています。

令和元年度は、5区間のうち最も交通量の多い一般国道283号の測定を行いました。基準値の範囲内でした。今後も関係法令及び県条例に基づいた規制・監視を続けます。

振動は、振動規制法に基づき地域の実態に応じた振動規制地域が一部地域に指定されています。

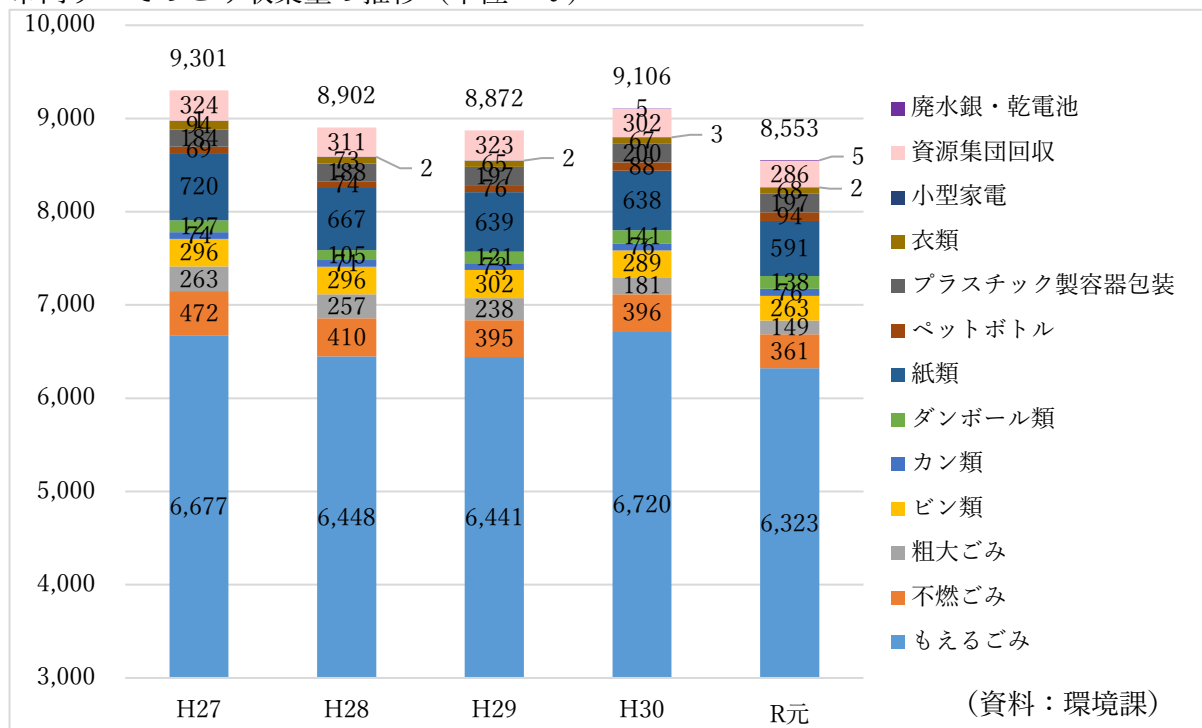
悪臭は、現在1件の苦情事案があります。これは平成19年度からの継続です。原因者と随時協議し、指導や改善内容の進捗状況等の確認を行います。

(8) 廃棄物

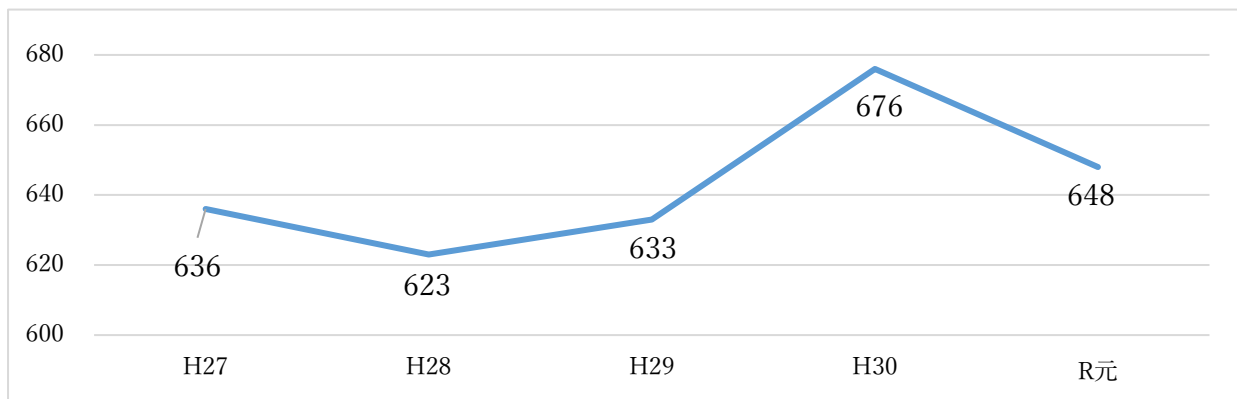
市内のすべてのごみ収集量は、市民及び事業者の協力により、減少傾向にあります。

平成30年度に増えているのは、事業系可燃ごみの有料化前に駆込み排出があったためと考えられます。

市内すべてのごみ収集量の推移（単位：t）



市民一人1日当たりのもえるごみ排出量の推移（単位：g）

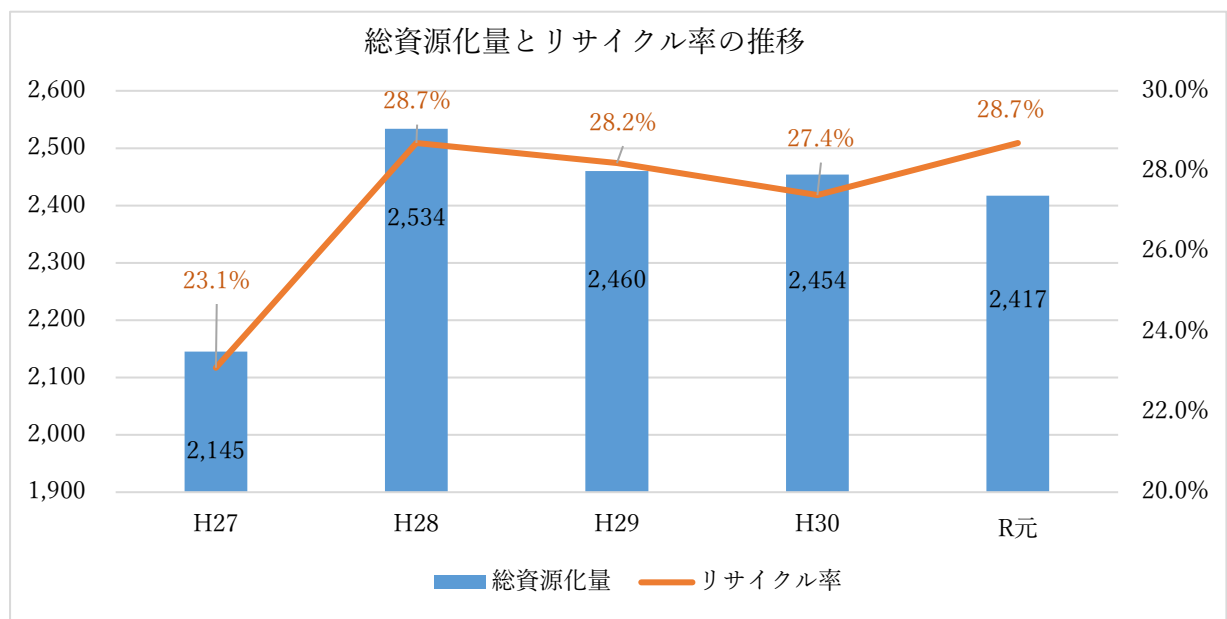


（資料：環境課）

ごみ減量化に向けた助成実績の推移

	単位	H27	H28	H29	H30	R元
生ごみ処理容器	基	49	32	39	23	24
生ごみ処理機	基	9	2	1	2	4
資源集団回収奨励金事業	団体	50	52	55	53	55
資源集団回収量	t	324	319	322	302	286

（資料：環境課）



（資料：環境課）

(9) 生物の多様性

本市に植生・生息する希少な動植物（一部）

植物名	いわてレッドデータブックランク	環境省
ハヤチネウスユキソウ（キク科）	Aランク	絶滅危惧種ⅠB類
ナンブトラノオ（タデ科）	Aランク	絶滅危惧種ⅠA類
スギラン（ヒカゲノカズラ科）	Aランク	絶滅危惧種Ⅱ類
ツルケマン（ケマンソウ科）	Aランク	—
動物名	いわてレッドデータブックランク	環境省
イヌワシ（タカ目タカ科）	Aランク	絶滅危惧種ⅠB類
クマタカ（タカ目タカ科）	Aランク	絶滅危惧種ⅠB類
クロシジミ（チョウ目シジミチョウ科）	Aランク	絶滅危惧種ⅠB類
モリアオガエル（カエル目アカガエル科）	Dランク	—

（資料：いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物（2014年版））

(10) 遠野らしい自然景観

柳田國男の『遠野物語』により、遠野は民話の里として全国的に知られています。

厳しい自然環境や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、山に囲まれた田園風景や点在する集落、清らかな流れはまさに“日本の原風景”といえます。

平成19年度から始まった遠野遺産認定制度は、これまで遠野の人々が大切にしてきた「たからもの」を遠野遺産として認定するもので、シンボルになっている建造物、いわれのある場所、歴史的な出来事があった場所、記念碑などの有形遺産、古くから伝わる風習、民俗芸能、伝承、伝統技術、食文化などの無形遺産、地域のシンボルとなっている木や滝、洞窟などの珍しい地形、自然現象などの自然遺産、古い建物と自然のものが一体となって成り立っている景色などの複合遺産が対象で、令和2年度末までに161件が認定されています。

また、国の重要文化的景観に選定された「遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落」は、柳田國男の『遠野物語』の舞台となった場所が良好な環境のもとに継承されていることが評価されたものです。

地域自治会と協定を締結し、市と自治会の協働で環境保全活動が進められます。長い年月をかけ、歴史や風土が育んできた遠野の環境を、市民が望むよりよい状態で後世に引き継ぐことが大切です。

2 環境保全活動団体

『環境フロンティア遠野』は、遠野市環境基本計画を市民の立場から推進することを目的とする市民環境団体で、個人会員・団体会員で構成されています。

主な事業として、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム」開催や、市内小中学生標語・ポスターコンクール、環境フロンティア遠野写真コンテストを行い、環境保全意識の啓発活動に取り組んでいます。

環境フロンティア遠野構成団体の環境活動（令和元年度）

団体名	活動内容
一般社団法人岩手県建設業協会遠野支部	環境美化活動、市街地水路の清掃、遠野かっぱロード及びモニュメント清掃、花火大会打ち上げ場所及び観客席周辺草刈り、花火大会後ゴミ拾いほか
一般社団法人岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信 ほか
一般社団法人岩手県自動車整備振興会遠野支部	マイカー点検教室（エコドライブ方法等）、通行車両街頭検査（灯火装置点検、外観検査、不正改造車両等）、水路掃除、歩道の草刈り ほか
上猿ヶ石川漁業協同組合	河川清掃、稚魚放流 ほか
NPO法人遠野エコネット	田瀬湖一斉清掃&ごみ川柳大会、夏のエコキャンプ、間伐等森林整備事業、遠野・薪づくり倶楽部開催、炭焼き体験会、遠野・山の見えるセミナー ほか
遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進（資源集団回収、生ごみ処理容器購入助成）、地域環境美化活動の推進、河川清掃 ほか
遠野市地域婦人団体協議会	生ごみの減量・資源化、各種環境美化活動の参加 ほか
遠野市母子寡婦福祉協議会	道路清掃、環境美化活動 ほか
遠野市PTA連合会	河川清掃、環境美化活動、資源集団回収 ほか
遠野商工会	環境美化活動、清掃活動、花壇整備 ほか
遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進、花いっぱい運動の花植え、花壇整備、児童館の畑づくり、児童と白樺樹液採取、保育園行事への参加ほか
遠野地方森林組合	木工団地内道路清掃・選定・草刈り、環境整備奉仕作業、遠野市緑化祭での植樹指導 ほか
花巻農業協同組合 遠野地域営農センター	草刈り、道路清掃等環境保全活動 ほか
岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施 ほか
蓮池川を考える会	ビオトープゾーンの環境整備、蓮池川周辺の草刈り等川辺周辺の環境整備、農道への砂利敷き作業 ほか
一般社団法人遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
遠野すずらん振興協同組合	環境保全啓発活動
マルキ産業株式会社	環境保全啓発活動
(個人会員)	マイバッグ普及活動、菜種栽培、環境保全啓発活動 ほか

3 環境指標及び数値目標一覧（再掲）

基本目標1「健康で潤いのある生活」を目指して

項目	現状 (元年度)	目標 (7年度)	附記	主担当課等
BOD環境基準達成率	100.0%	100.0%	現状を維持	環境課
水道管路の更新延長の累計		33,700m	まちづくり指標	上下水道課
水洗化率	66.0%	71.4%	まちづくり指標	

基本目標2「生物の多様性の確保」を目指して

項目	現状 (元年度)	目標 (7年度)	附記	主担当課等
自然環境保全地域数	4箇所	4箇所	国定公園含む	環境課
特定植物等群落数	8箇所	8箇所	国選定	
鳥獣保護区数	6箇所	6箇所	県指定	農林課
多面的機能支払事業 取組農地の割合	57.5%	54.3%	まちづくり指標	
中山間地域等直接支払事業 取組農地の割合	21.3%	19.2%	まちづくり指標	

基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

項目	現状 (元年度)	目標 (7年度)	附記	主担当課等
遠野遺産認定件数	159件	166件	まちづくり指標	文化課
指定文化財説明板設置件数	96基	101基	まちづくり指標	

基本目標 4 「循環型社会の構築」を目指して

項目	現状 (元年度)	目標 (7年度)	附記	主担当課等
市民一人1日当たりの ごみ排出量	876 g	825 g	まちづくり指標	環境課
リサイクル率	28.7%	30.5%	遠野市一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画	

基本目標 5 「地球環境の保全」を目指して

項目	現状 (元年度)	目標 (7年度)	附記	主担当課等
森林整備面積（年間整備面積）	484 ha	500 ha	まちづくり指標	農林課
民有林再造林面積（年間面積）	62.2ha	65.0 ha	まちづくり指標	
市民環境団体登録数	73 団体	73 団体	まちづくり指標	環境課
小中学校等の環境学習及び環境活動の実施数	97 回	97 回	まちづくり指標	
市内のエネルギー消費量に占める新電力の割合	14.1%	30.0%	遠野市新エネルギービジョン	政策担当

4 環境に関する市民アンケート調査

市民の皆様から環境に関するご意見をいただき、本計画策定と本市の今後の取り組みに活かすため、令和2年8月に『遠野市環境に関する市民アンケート』を行いました。

アンケート結果について報告します。

(1) 調査方法

調査対象：一般市民 1,000人、中学生 234人、70事業所

調査方法：市民は、18歳以上の方から1,000人を無作為に抽出、郵便により送付、回収を行いました。

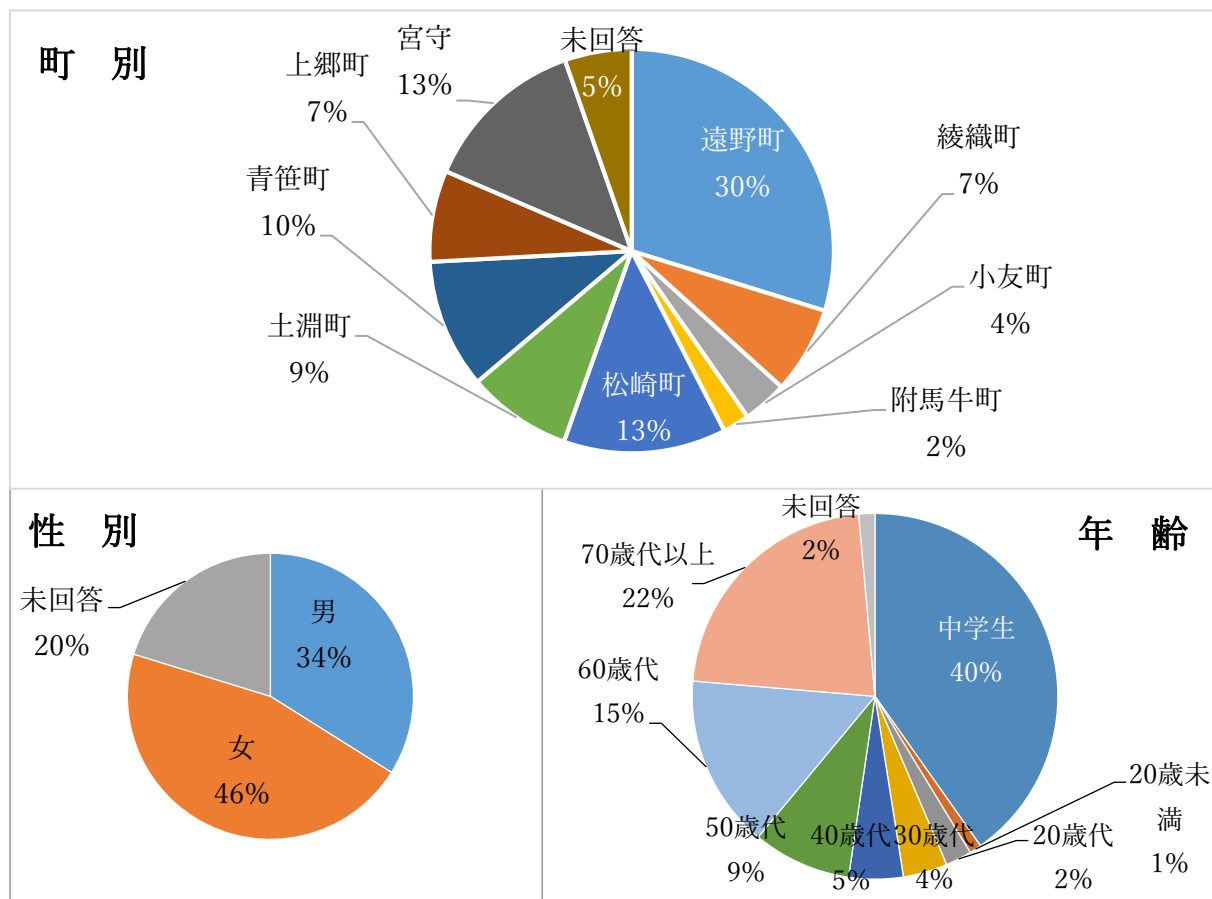
中学生は、市内3校の中学2年生を対象とし、中学校に協力を要請しました。事業所は、市内事業所のうち、業種が偏らないように調整し、郵便により送付、回収を行いました。

(2) 回答の状況

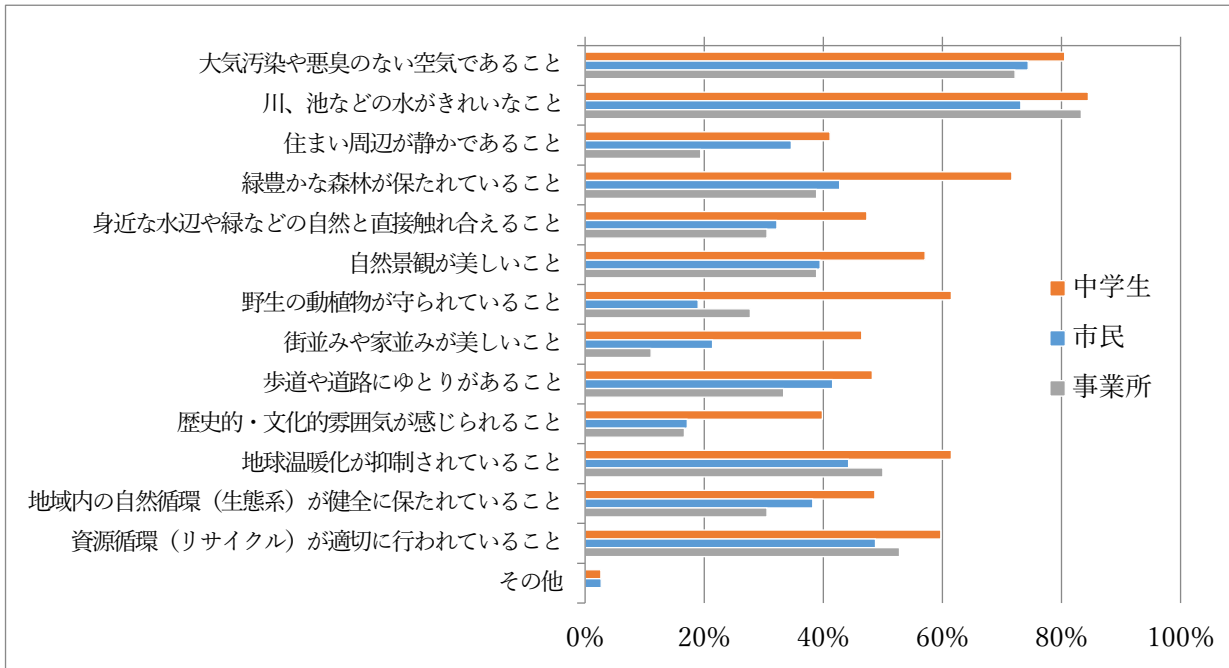
	配布部数	回収部数	回収率
市民	1,000	336	33.6%
中学生	234	226	96.6%
事業所	70	36	51.4%
計	1,304	598	45.9%

(3) 属性

回答者の町別、性別、年齢構成は次のとおりです。

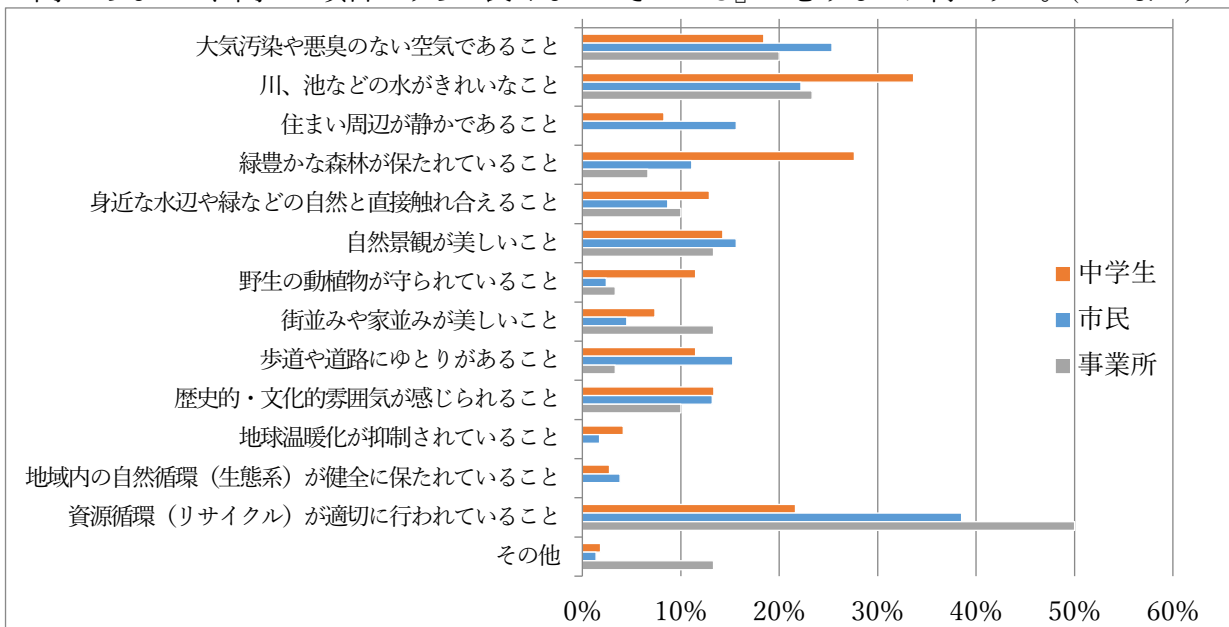


問1 あなたが思う『望ましい環境』とは何ですか。次の項目から選んでください。
(複数回答可)



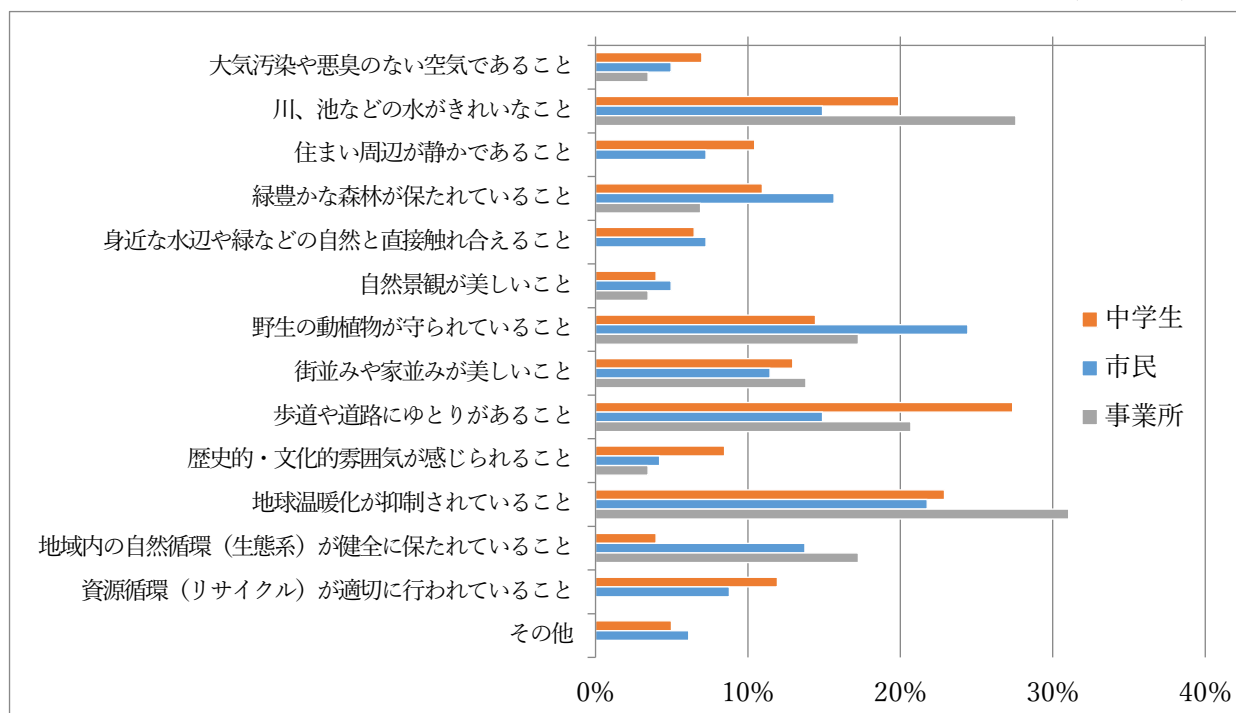
『望ましい環境』について、以前と同様に空気や水がきれいで、緑豊かな自然環境が望ましい環境だと考えている方が多いことが分かりました。また、地球温暖化や資源循環(リサイクル)にも関心が高いことがうかがえます。

問2 あなたが、問1の項目のうち『良くなってきている』と思うものは何ですか。(2つまで)



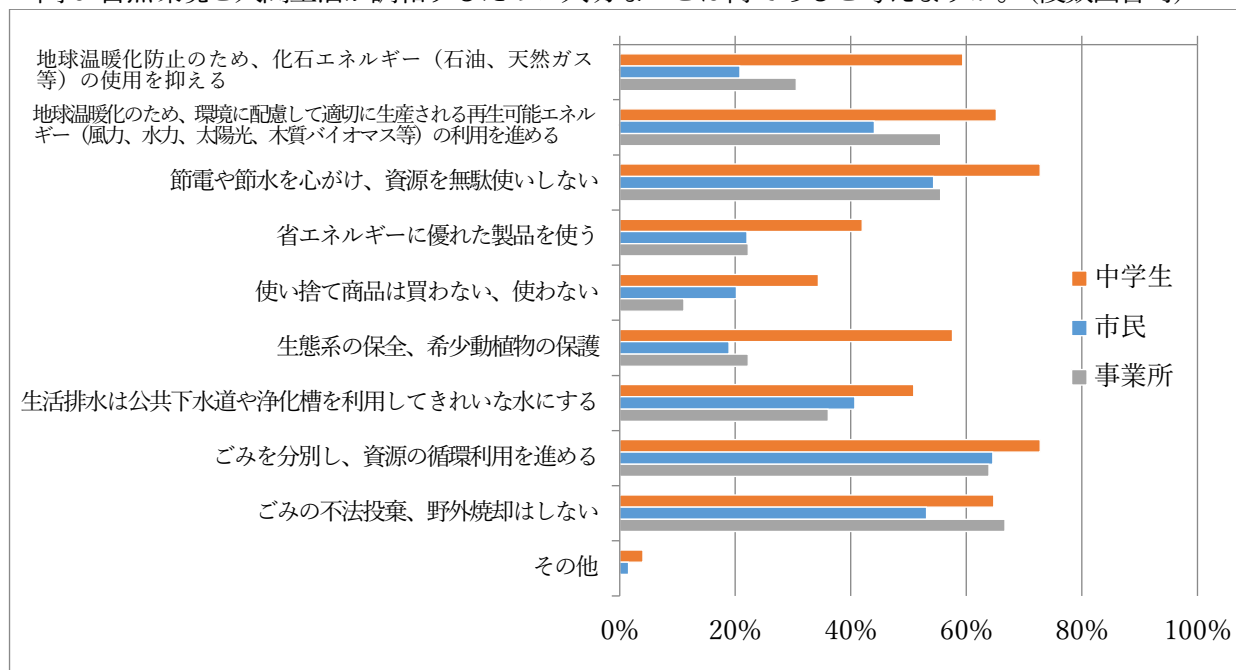
『良くなってきている』と思うものに、資源循環(リサイクル)が適切に行われていると回答した方が多く、次いで、一般市民は大気汚染や悪臭のない空気であることと回答した方が多い一方、中学生は川や池などの水がきれいなことと回答した方が多いことが分かりました。

問4 あなたが、問1の項目のうち『悪くなってきている』と思うものは何ですか。(2つまで)



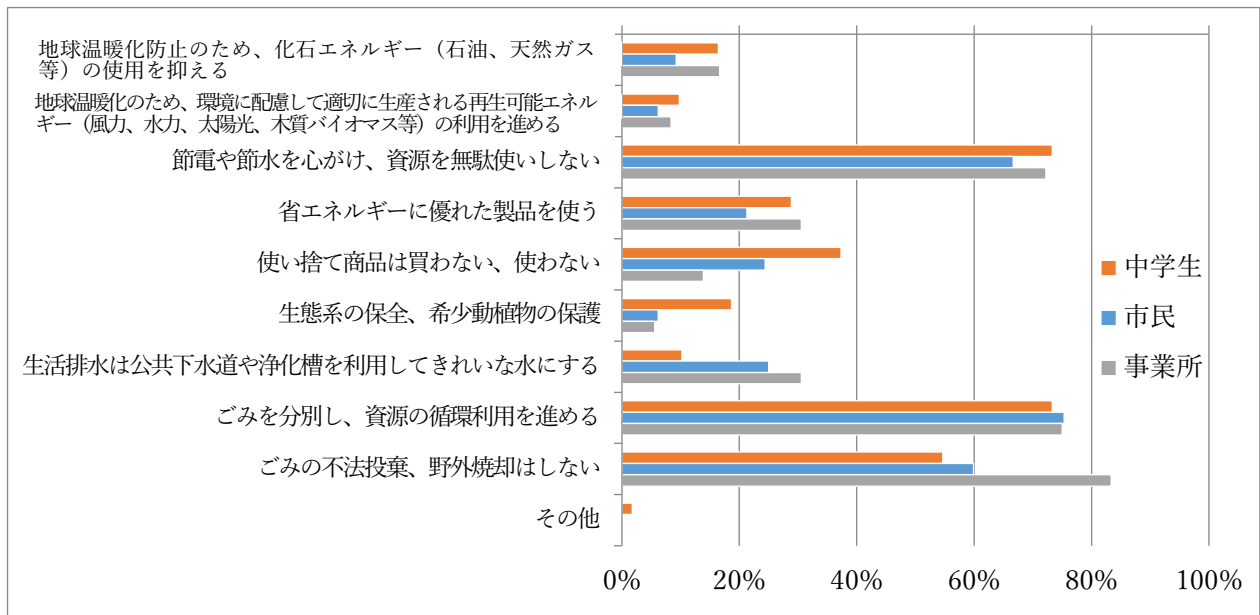
『悪くなってきている』と思うものに、地球温暖化が抑制されていることと回答した方が多く、次いで、川や池などの水がきれいなことを回答した方が多いことがわかりました。また、野生動物についても環境に影響を与えていることがうかがえます。

問6 自然環境と人間生活が調和するために大切なことは何であると考えますか。(複数回答可)



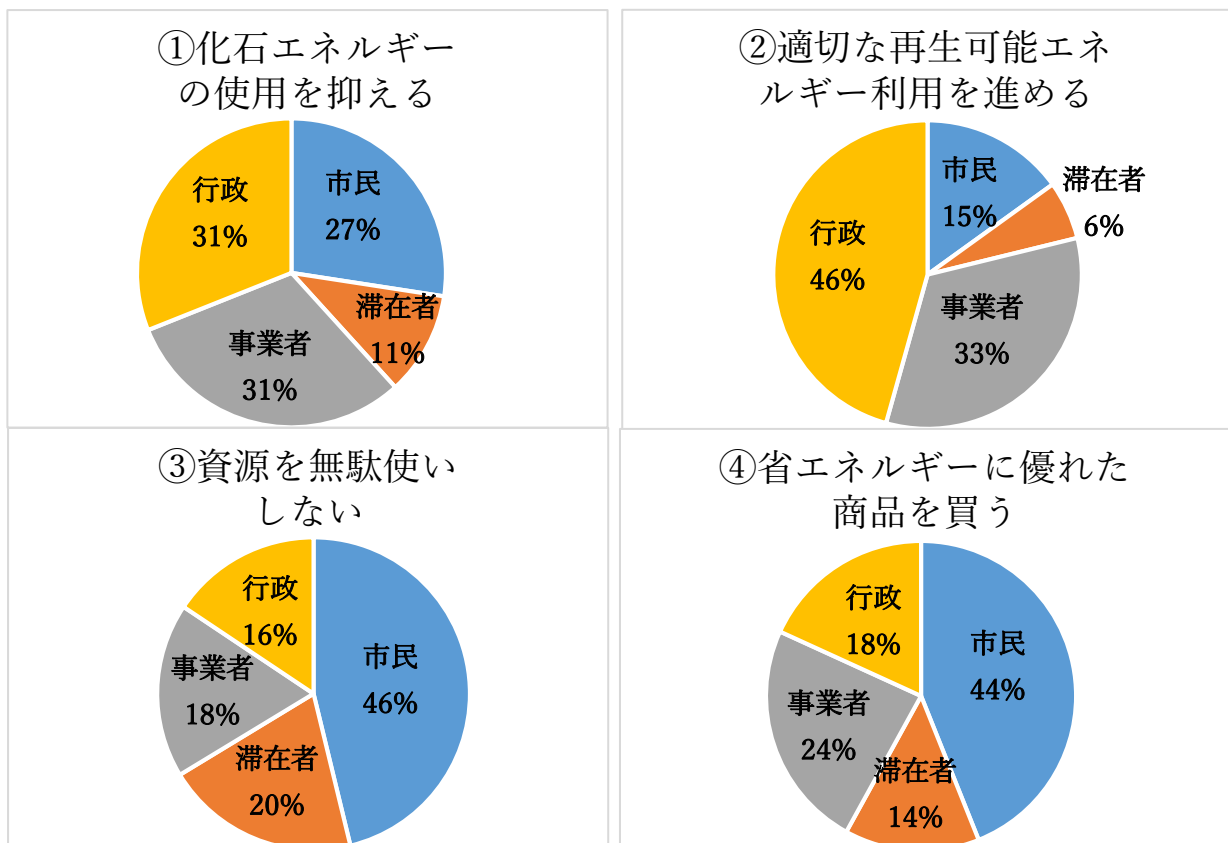
自然環境と人間社会が調和するために大切なこととして、全体的にごみを分別し、資源の循環利用を進めると回答した方が多く、次いで、節電や節水を心がけ、資源を無駄にしないと回答した方が多かったことから、市民一人一人の心がけの大切さがうかがえます。

問7 問6で答えた項目のうち、自分に出来ると思うことはどれですか。(複数回答可)

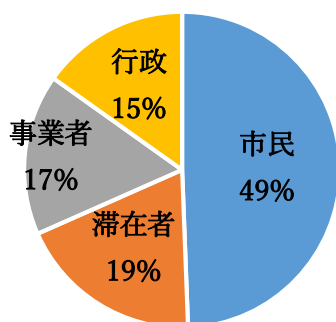


『自分に出来ると思うことは』の設問に、全体ではごみを分別し、資源の循環利用を進めると回答した方が多く、問6で自然環境と人間生活が調和するために大切なことで多く回答した項目と一致しており、個々に意識して取り組むことでよりよい環境が保たれます。

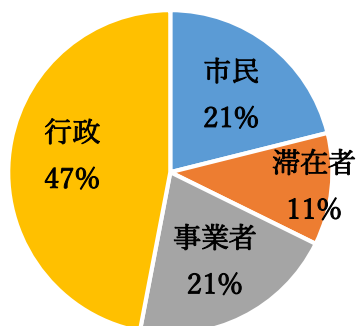
問8 自然環境を保全していくため、次の項目は誰が取り組んだら良いと考えますか。(該当するものすべてに○)



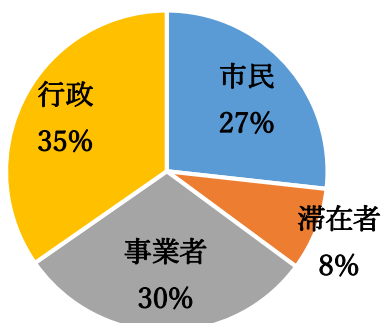
⑤使い捨て商品、
買わない、使わない



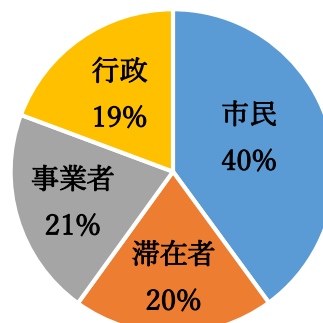
⑥生態系の保全、
希少動植物の保護



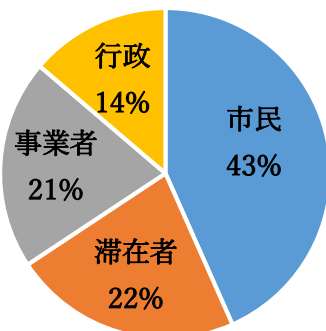
⑦生活排水をきれいに



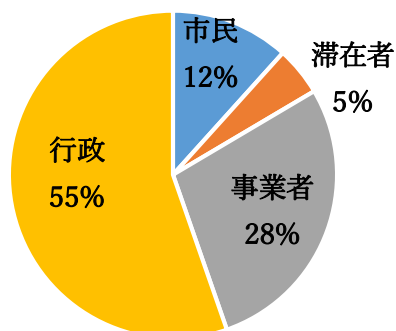
⑧ごみの分別で
資源の循環利用



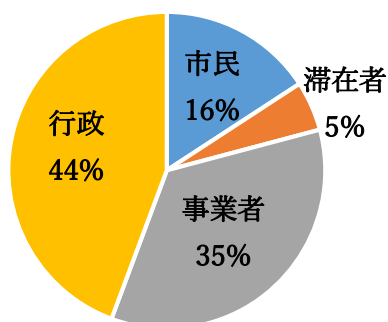
⑨ごみの不法投棄、
野外焼却はしない



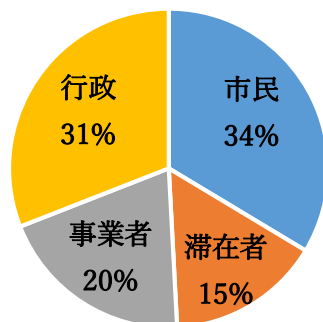
⑩有害鳥獣駆除の
適切な実施

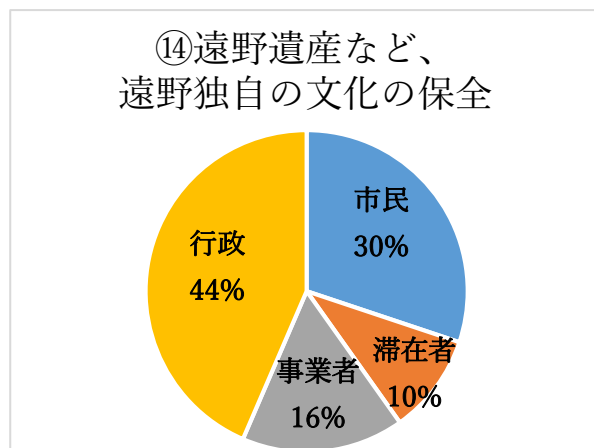
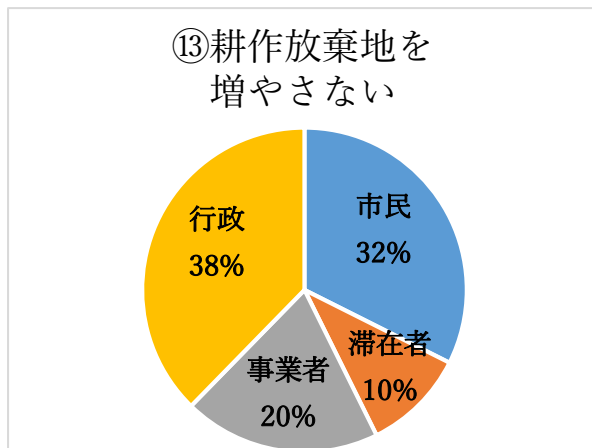


⑪森林の適正管理



⑫きれいな
まちづくり





自然環境を保全していくため、誰が取り組んだらよいかの設問について、①から⑭までの項目でそれぞれ前回同様の回答結果となりました。

市民が取り組むこととして、③の資源を無駄にしない、④省エネルギーに優れた商品を買う、⑤使い捨て商品、買わない、使わない、⑧ごみの分別で資源の循環利用、⑨ごみの不法投棄、野外焼却はしないが、40%以上となっています。

また、行政が取り組むべきこととして、②適切な再生可能エネルギー利用を進める、⑥生態系の保全、希少動植物の保護、⑩有害鳥獣駆除の適切な実施、⑪森林の適正管理、⑭遠野遺産など、遠野独自の文化の保全が40%以上となっており、特に⑩の有害鳥獣駆除の適切な実施については、55%と高く、クマ、シカ、イノシシ等有害鳥獣駆除に取り組む必要があります。

事業者が取り組むべきことは、⑪森林の適正管理が35%と多く、滞在者が取り組むべきことは、⑨ごみの不法投棄、野外焼却はしないが22%となりました。

全体的に、市民や行政が取り組むべきと考えている項目が多く、今まで取り組んできた市民協働の取り組みの成果がうかがえます。

望ましい環境について、問2『良くなってきている』理由、問4『悪くなってきている』理由はそれぞれ下記のとおりとなっています。

問2で『良くなってきている』としたものの理由（一部抜粋）

- ・自然景観が美しいこと。
- ・空気がとても美味しく、環境が整っている。
- ・昔ほど生活排水が流れこんでいない。
- ・大気汚染や悪臭は感じられない。
- ・下水道が整備されている。

問4で『悪くなってきている』としたものの理由（一部抜粋）

- ・地球温暖化の中、思わぬ災害が起き、自然が壊されている。
- ・川に住む魚の減少、蛍を見ない。
- ・野生動物による農作物の被害。
- ・空き家、廃屋が増えている。
- ・カラスの数が増えてきたように思う。
- ・緑地が少なくなってきている。

問9 環境について思うこと、感じること、環境に関する行政への意見、提案について、ご自由に記入してください。

(一般市民、中学生、事業所からの回答を一部抜粋)

【動物に関すること】

- ・有害鳥獣の駆除をもっと行ってほしい。
- ・シカやクマの出没が多く野生動物の住む境と人間が住む境がなくなっている。
- ・有害鳥獣が増えて特にシカの影響が大きい。シカのいない遠野市になってほしい。
- ・クマやシカの駆除も必要と考えるが農作物の被害が大きく対策を考えてほしい。

【植物に関すること】

- ・オオハンゴンソウ・オオコンケイギクが増え在来種を脅かしている。特定外来生物であることを徹底的に周知し、駆除に取り組むべき。

【ごみに関すること】

- ・行政が市民を巻き込んだごみの分別、ごみ拾い等の呼びかけも含めて行動として取り組むべき。声かけだけではなく何かメリットを設けては。
- ・野外焼却は迷惑しているので対策をしてほしい。
- ・粗大ごみの持ち込み期間が短い期間となっている。月に何回か、土日も持ち込みできるようにしてほしい。タイミングを逃すと捨てるのが面倒で不法投棄につながる。
- ・山林に古タイヤが不法投棄されている。産業廃棄物の不法投棄が見られる。

【エネルギーに関すること】

- ・再生可能エネルギーは考えるべきだが、山の木を伐って太陽光パネルを設置するべきではない。
- ・再生可能エネルギーの導入に行政は積極的に取り組んでほしい。

【その他】

- ・いかに美しい風景、環境、遠野らしさを残すか作るかより良き方向にいくよう願う。
- ・市民も環境に関心を持つこと。行政は先に立ってより良い指導をすればよい。
- ・耕作放棄地は高齢者には大変。何か活かす方法があればよいと思う。
- ・地球温暖化はこれからの人達のために最も取り組まなければいけない問題だと思う。毎年、自然災害に困り果てている。
- ・環境問題へ関心を持つ取組みが先。関心がないと動かない。
- ・民話のふるさと遠野にふさわしい安全安心なまちづくりを進めてほしい。
- ・川、山、里山の自然をあまりいじらず生態系を考えた治水、森林保護が必要と思う。
- ・空き地や空き家の問題があるが、新型コロナウイルスの影響で遠野に移住したいと思う人が増えているのでは。移住者に農業、林業、商業等に取り組んでもらえるような事業が家屋の提供とともに必要。
- ・空き家、休業設備、空き店舗のデータ登録、データ公開による利活用。
- ・遠野市は自然がきれいなので、この状態を保つことが大切。市民一人一人が環境を守るという意識を持つことが大切だと思う。

5 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 102 号

改正 平成 20 年 12 月 19 日条例第 37 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 基本方針（第 8 条～第 11 条）

第 3 章 基本施策（第 12 条～第 25 条）

第 4 章 審議会（第 26 条～第 33 条）

附則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素（大気、水、土壌、生物等をいう。）及び文化的構成要素（文化財、歴史的建造物等をいう。）に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制そ

の他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 10 条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第 11 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 3 章 基本施策

(施策の配慮)

第 12 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第 13 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 14 条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第 15 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第 16 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第 17 条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第 18 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネ

ルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第 20 条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 審議会

(設置)

第 26 条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 14 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 30 条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第 31 条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 19 日条例第 37 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

6 遠野市環境審議会委員名簿

(任期：令和2年2月13日～令和4年2月12日)

No.	役職	区分	所 属	職 名	氏 名
1	会 長	団 体	遠野市公衆衛生組合連合会	会長	佐 藤 秀 夫
2	副会長	識 見	岩手県建設業協会遠野支部	事務長	仁 田 清 巳
3	委 員	行 政	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	技術主幹 兼課長	玉 田 ゆみ子
4	委 員	行 政	岩手南部森林管理署遠野支署	支署長	野 木 宏 祐
5	委 員	団 体	花巻農業協同組合	理事	井 手 八重子
6	委 員	団 体	上猿ヶ石川漁業協同組合	理事	菊 池 茂
7	委 員	団 体	遠野商工会		及 川 セイ子
8	委 員	団 体	岩手県建築士会遠野支部	副支部長	菊 池 正 彦
9	委 員	団 体	遠野市地域婦人団体協議会	会長	海 老 糸 子
10	委 員	団 体	遠野市校長会	土淵小学 校長	佐々木 哲 也
11	委 員	一 般	自営業		山 田 泰 平
12	委 員	一 般	団体職員		高 橋 富美和

7 第4次遠野市環境基本計画（案）の諮問及び答申

遠環第106号
令和2年11月18日

遠野市環境審議会長 様

遠野市長 本 田 敏 秋

第4次遠野市環境基本計画について（諮問）

第4次遠野市環境基本計画の策定にあたり、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例（平成17年遠野市条例第102号）第9条第3項の規定に基づき、諮問案を付して、貴審議会の意見を求めます。

令和3年1月21日

遠野市長 本 田 敏 秋 様

遠野市環境審議会
会長 佐 藤 秀 夫

第4次遠野市環境基本計画について（答申）

令和2年11月18日付け遠環第106号で諮問がありました第4次遠野市環境基本計画について、当審議会は慎重審議の結果、遠野市における今後5年間の環境行政における総合的な目標及び施策の方向として適当と認めます。

8 遠野市環境基本計画推進委員会設置要綱

遠野市環境基本計画推進委員会設置要綱

(平成26年6月26日遠野市告示第85号)

(設置)

第1条 遠野市環境基本計画（以下「計画」という。）の推進に係る全庁的な企画並びに事業の調整及び連携を図るため、遠野市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の年次報告書の作成に関すること。
- (4) 遠野市環境保全活動等表彰に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は環境整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画部政策担当課長
- (2) 総務企画部総務課長
- (3) 健康福祉部健康福祉の里福祉課長
- (4) 産業部商工労働課長
- (5) 産業部農林課長
- (6) 環境整備部建設課長
- (7) 環境整備部まちづくり推進課長
- (8) 環境整備部上下水道課長
- (9) 市民センター文化課長
- (10) 宮守総合支所長
- (11) 市民センター市民協働課長
- (12) 教育委員会事務局学校教育課長

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(文化的景観部会)

第4条 国の重要文化的景観に指定されている遠野荒川高原牧場山口土淵集落の文化的景観に配慮した保存、整備等に係る事業の調整及び連携を円滑に行うため、委員会内に文化的景観部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、市民センター所長をもって充てる。
- 4 部会員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 産業部農林課長
- (2) 産業部商工労働課長
- (3) 産業部観光交流課長
- (4) 環境整備部建設課長
- (5) 環境整備部まちづくり推進課長
- (6) 環境整備部環境課長
- (7) 市民センター文化課長

- 5 部会の運営は、市民センター文化課が行う。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員に対して、会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境整備部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第95号)

この告示は、平成27年4月2日から施行する。

附則(平成28年4月1日告示 102号)

この告示は、平成28年4月2日から施行する。

附 則(平成30年3月23日告示第34号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月23日告示第12号)

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

9 SDGsの掲げる17の目標



[貧困]

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



[不平等]

各国内及び各国間の不平等を是正する



[飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



[保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



[持続可能な生産と消費]

持続可能な生産消費形態を確保する



[教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



[ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



[海洋資源]

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



[水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



[陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



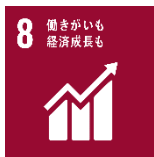
[エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



[平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



[経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



[実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



[インフラ、産業化、イノベーション]

強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 環境用語解説

◆ あ ◆

空家対策

全国的に急増している空家対策のため、平成26年「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定された。本市においては、平成27年10月「遠野市空家等対策本部」を設置し、住む人が居らず周辺に悪影響を与える危険空家等の対策を進めている。

悪臭

一般に不快な臭いのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づき規制が行われている。

硫黄酸化物

一般に不快な臭いのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づき規制が行われている。

一般廃棄物

廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類される。一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物である。主に家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなど。一般廃棄物は各市町村が収集・運搬し、処分することとされている。

稲荷穴

遠野市宮守町達曾部地区にある鍾乳洞。奥行は約1km。洞窟内から流れる清水は、「いわての名水20選」に選ばれている。

いわての名水20選

昭和60年に岩手県が選定した県内20名水。本市内では宮守町達曾部地区にある鍾乳洞から湧き出ている清水が選定されている。

エコ運転

燃費向上に配慮した運転のこと。自動車は同じ距離を移動するにも、運転方法などによって消費する燃料の量に差が生じることから地球温暖化防止のため、エコドライブが推奨されている。

LED

LEDとは発光ダイオードの略であり、照明・電球・ライト・テレビなど幅広い分野で利用されている。省エネ・長寿命などメリットが多く環境保護・地球温暖化防止の観点からも意味は大きいですが、蛍光灯と比べて値段が高いというデメリットもある。

オオハンゴンソウ

キク科オオハンゴンソウ属の多年草。環境省指定特定外来生物。空き地や河原などで群生しているのをよく見かける。原産地：北アメリカ

オオキンケイギク

キク科の植物の一種で、黄色い花を咲かせる。環境省指定特定外来生物。日本ではドライフラワーに利用されていたが、外来種として野外に定着して問題となり、現在は栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されている。原産地：北アメリカ

オゾン層

地上から 20～25kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子3個のオゾンとなることで形成される。オゾンは波長域 200～360 nm (ナノメートル) の光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に到達しにくくしている。

◆ か ◆

カーボンニュートラル

CO₂やメタンなどの温室効果ガス排出量を、森林吸収や排出量取引などで吸収される量を差し引いて全体としてゼロとすること。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物から成る燃料で、石炭、石油、天然ガスなどがある。その燃焼に伴い、地球温暖化の原因とされる CO₂ や大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。

環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境施策の枠組みを示す基本的な法律。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境保全機能の向上、環境負荷の低減を指す農業のこと。化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物をリサイクル利用するなどの取り組みがある。

環境マネジメントシステム

企業等が環境に配慮した事業活動を行うため、環境方針を定め、「計画→実行→点検→見直し」というサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするための管理（マネジメント）システム。（例：ISO14001）

希少動植物

生息環境の改変等により、その個体数が減少あるいは絶滅の危機のある動植物。日本では環境省が分類毎に個体数の減少の程度、生息環境消失の危険度などの視点から絶滅の恐れのある種についてレッドデータリストを作成し、日本版レッドデータブックとして発行している。

空間放射線量

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。サーベイメーターやモニタリングポストによって測定される。単位はナノグレイ毎時 (nGy/h) またはマイクロシーベルト毎時 (μ Sv/h)。

COOLCHOICE（クールチョイス）

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

国の環境基本計画

環境基本法に基づき策定される国の環境基本計画。環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めている。

グリーン商品

企業等が、商品のライフサイクルにおいての環境負荷を低減させるため、品質、価格、デザインに加え、エコロジー（地球温暖化防止、グリーン化、資源循環）に配慮して生産した商品のこと。

クロシジミ

本市に生息が確認されている希少動物。チョウ目シジミチョウ科の蝶。環境省絶滅危惧種ⅠB類、いわてレッドデータブック Aランク。

公共交通機関

不特定多数の人が利用する交通機関。本市の公共交通機関は、鉄道、路線バスがある。

国立公園

日本において国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園。国立公園が国の直接管理なのに対し、国立公園は都道府県が管理する。本市には、国立公園早池峰山が存する。

◆ さ ◆ 再生紙

古紙をリサイクルして作った紙のこと。近年、資源と環境などの問題から再生紙の使用がすすめられており、官公庁を中心に、事務用紙に再生紙を用いることがすすんでいる。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類の廃棄物のこと。

酸性雨

石油、石炭などの化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨や霧に取り込まれ、酸性になって地上に落下した雨等をいう。広義には霧や雪を含む湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で乾性沈着を含める。酸性雨は土壌の酸性化をもたらし、肥沃度を低下させ、森林生態系に影響を与えることが懸念されている。

重要文化的景観

文化的景観の中でも特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づいて、国によって選定された地域のこと。本市の「遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落」が重要文化的景観に

選定されている。

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。食品ロスを削減して、食品廃棄物の発生を減らしていくことが重要。

新エネルギー

非化石エネルギーのうち、技術的には実用段階にあるが、経済的な理由から普及が十分進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギー源として分類されるもの（太陽光発電や風力発電など）

振動

典型7公害のひとつで物が揺れ動くことで生じる公害。公害としての振動の特徴は①地表における振動の大きさが、一般的に気象庁震度階級で言う微震（震度I）の範囲であること、②振動の伝播距離が一般に、振動源から百m以内（多くの場合10～20m程度）であること、③一般に、地表面では垂直振動が水平振動より大きいこと、④一般に振動数の範囲は、1～90ヘルツの範囲であることがあげられる。

水質汚濁

典型7公害のひとつで、公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域など）の水の状態が、主に人為的な活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほか人間の活動すべて）によって損なわれる事や、損なわれた状態をいう。

水質検査 調査項目

（P46、水質検査__調査項目に関する説明 参照）

スモッグ

大気中に大気汚染物質が浮遊しているため周囲の見通し（視程）が低下している状態を指す言葉であり、高濃度の大気汚染の1種である。

4R（フォーアール）運動

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための4つの取り組みの頭文字をとったもの。Reduce（リデュース）・廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）・再使用、Recycle（リサイクル）・再資源化、Refuse（リフューズ）・発生回避

生活系（家庭系）廃棄物

一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物、それ以外の、家庭を中心とする人の生活に伴って発生する廃棄物を生活系（家庭系）廃棄物という。

生物化学的酸素要求量（BOD）

（P46、水質検査__調査項目に関する説明 参照）

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

騒音

一般に、騒音とはやかましく不快な音のこと。住宅地などで遠くや近くの自動車や工場の音、足音、話し声、楽器などの音が一緒になっている騒音のように、ある地点において特定の音源の騒音だけでなく、不特定多数の音源が混ざっているようなものを環境騒音という。また、深夜営業店のカラオケの音、物売りなどの拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音、ペットの鳴き声などの生活を通して発生する騒音のことを近隣騒音という。

◆ た ◆

大気汚染

自動車や工場の煙に含まれる汚染物質により空気が汚れること。この汚染物質とは、窒素酸化物（NO_x）や粒子状浮遊物質（SPM）、二酸化炭素（CO₂）のことを指し、これらの物質は地球温暖化を始め、酸性雨、光化学スモッグなどの原因になる。

多面的機能支払事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動により地域資源の適切な保安全管理を推進する国の交付金事業。地域住民が協働で行う農地法面の草刈りや水路の泥上げ活動等が行われ、高齢化、担い手不足で荒廃傾向にある農村地域の環境美化に資している。

地球温暖化

温室効果ガスが原因で起こる地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。

窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス（NO_x）ともいう。

中山間地域等直接支払事業

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国、地方自治体が支援を行う制度。

具体的に、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地の維持・管理していくための協定を締結し、協定にしたがい農業生産活動を行った場合に、面積に応じて一定額が交付される。

低炭素社会

低炭素社会（low-carbon society）とは、二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

電気柵

家畜を放牧管理する際に用いられる施設の一つ。放牧地の周囲に鉄線を張りめぐらし、電源の一端をこの鉄線（牧柵線）に、他の一端を地中に接続して、牧柵線に触れると動物体と地中を通る電気回路が形成され、電流が流れる仕組みになっている。本市では、急増したニホンジカによる農作物被害が増大していることから、農地にニホンジカが侵入するのを防ぐために設置されている。

典型7公害

「環境基本法」に定められた7つの公害のこと。水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振

動、地盤沈下、悪臭を一般に典型7公害という。

店頭回収

スーパー等で容器包装が回収されること。容器包装リサイクルに不可欠な社会システムとして重要な役割を果たしている。

遠野遺産認定制度

本市独自の制度である。遠野らしい農村景観や、それを構成するあらゆる文化資源や自然を将来にわたって継承していくために、既存の文化財保護制度の対象とはならないが大切な「遠野市民が愛する遠野らしい地域の宝もの」を市独自の「遠野遺産」として認定し、市民協働でその保護及び活用を図る。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

都市公園

「都市公園法」に基づき設置する公園または緑地のこと。

土壌汚染

典型7公害のひとつで、有害な物質（＝特定有害物質）が土壌に浸透して土壌や地下水が汚染された状態をいう。

◆ は ◆

ばい煙

燃料その他のものの燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。

廃棄物

占有者が、自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったもの（放射性物質およびこれによって汚染された物を除く）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。

早瀬川緑地

遠野市の都市公園のひとつ。都市公園は、「都市公園法」に基づき設置する公園である。

ハヤチネウスユキソウ

早池峰山に生育が確認されている希少植物。キク科。環境省絶滅危惧種 I B 類、いわてレッドデータブック A ランク。

福島第一原子力発電所事故

平成23年3月11日、福島第一原子力発電所では、地震にともなって発生した津波によって複数の号機がほぼ同時に緊急事態となり、相次いで炉心溶融や水素爆発が起こり、これにともない大量の放射性物質が放出され、多くの周辺住民が避難を余儀なくされるなど、その影響は長期に及んでいる。

不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（主に、廃棄物処理法、廃掃法と略される）に違反して、同法に定めた処分場以外（主に山中や海、廃墟など人目につかない場所）に廃棄物を投棄することをいう。

浮遊物質（SS）

（P46、水質検査__調査項目に関する説明 参照）

フロン排出抑制法

フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）として平成27年4月1日から施行。強力な温室効果ガスであるフロン類の、製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据え、フロン類の漏洩防止、ノンフロン製品への転換、新規製造輸入量の削減を目指す。

◆ ま ◆

マイクロプラスチック問題

マイクロプラスチックとは、5mm以下の細かく砕かれたプラスチックごみのこと。

魚類、甲殻類、貝類やカモメといった海鳥、アザラシなどの海洋哺乳類が海水に混ざったマイクロプラスチックを誤嚥してしまい、消化不全や胃潰瘍などを引き起こし、死に至らしめられるもので、海洋生物の生態系が破壊されてしまう問題をいう。

◆ や ◆

野外焼却

畑や空き地など野外でごみなどの廃棄物を焼却する行為。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶や家庭用焼却炉での焼却を含む。野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されており、違反した場合は罰則がある。

有害鳥獣

イノシシ・カラス・ニホンザル・シカ・クマ・キツネ等が農林水産物を食害・悪戯・人間を襲うなどの害を為す動物のこと。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン（Universal Design、）とは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイ

ン)をいう。

溶存酸素量 (DO)

(P46、水質検査__調査項目に関する説明 参照)

◆ ら ◆

リサイクル

ごみの再資源化のこと。物質としてのマテリアル・リサイクルと、物質の構造を変えるケミカル・リサイクル、ごみを焼却する際の熱エネルギーを活用する廃熱利用（サーマル・リサイクル）がある。また、リサイクルに優先する取り組みとしてゴミ発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）がある。

林地開発許可制度

森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、一度開発してその機能が破壊されてしまった場合には、これを回復することは非常に困難となる。よって、森林の開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、都道府県に許可を受けなければならない。

ふるさと遠野の環境を
守り育てるために

第4次遠野市環境基本計画

令和3年3月

発行：遠野市

編集：環境整備部 環境課

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号

TEL 0198-62-2111

URL <https://www.city.tono.iwate.jp>